

# 第11回西和賀町議会定例会

令和2年12月9日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第11回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、適宜休憩を取りながら議場の換気を行うこととします。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、刈田敏君、2番、北村嗣雄君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りをいたします。開会に先立ち、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から12月11日までの3日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から12月11日までの3日間に決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。9月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、印刷をもって配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

本日の定例会に出席を求めました細井町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。

その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

最初に、細井町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、高橋一夫。会計管理者兼税務課長、宇都宮清美。総務課長、高橋三智昭。企画課長、吉田博樹。ふるさと振興課長、真壁一男。町民課長、小松重貴。健康福祉課長、新田由香里。農業振興課長兼林業振興課長・農業委員会事務局長、泉川道浩。6次産業推進監、菊池輝昌。観光商工課長、佐藤太郎。建設課長、高鷹仁。上下水道課長、小林英介。病院事務長、高橋光世。なお、農業委員会事務局長にあつては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。学務課長、照井哲。生涯学習課長、柳沢里美。

以上であります。

議長 次に、町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

細井町長。

町長 おはようございます。12月議会定例会、よろしくお祈りを申し上げます。

私から、行政報告を1件申し上げたいと思います。新型コロナウイルス感染症への対応について報告します。全国各地で新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、7、8月の感染の波を越える新規感染者が発生するなど、第3波ともいえる状況にあり、加えて重症患者数も増加し、医療崩壊が危惧されている状況にあります。

岩手県内においても感染症患者が200名を超え、今後県内全域においてクラスターの発生リスクが高まっている状況にあり、さらに年末年

始に向け、人の移動や人が集まる機会が増えることから、私からのメッセージとして、町民の皆様、感染拡大地域との往来、年末年始の移動など感染予防対策の取組へのご協力をお願いを昨日12月8日から告知端末放送やホームページで発信したところです。

また、町職員の感染予防対策としては、感染が拡大している首都圏などの地域への公的行動や私的行動の自粛、5人以上での会食等の自粛などを要請しており、職員の感染予防対策の徹底に努めているところであります。

これから年末年始を迎え、人の往来が多くなることが想定されますが、町民の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗い、消毒、3密を避ける行動、室内の換気など、日常生活、外出時における感染予防対策を徹底して行っただきますよう、改めてお願い申し上げます。

また、町では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを減らすことを目的に購入した飛沫循環抑制車両の貸出しを12月から始めております。町内に居住する方や施設に入所している方で、発熱などの症状があり、感染症が疑われ、PCR検査を受けるための移送に利用できません。貸出しは、原則として平日の午前8時30分から午後5時までとし、使用できる地域は町内及び北上市内としています。使用を希望する場合は、使用する前の日の午後3時までに健康福祉課に電話で予約をする必要があります。飛沫循環抑制車両に関するご相談やお問合せ先は、健康福祉課となります。

最後に、新型コロナウイルスは誰しもが感染し得る病気でありますので、感染症患者や、その関係者に対する思いやりの気持ちを持っていただくとともに、医療関係者などに対して感謝と思いやりの気持ちを持ち、応援して下さることをお願い申し上げます。

私から、以上行政報告1件であります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いをいたします。

登壇の順序は、開会に先立ち抽せんを行い決定しております。その順序に従い質問を許します。

最初に、登壇順1番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

2番　改めて、皆さんおはようございます。今年度最後の12月定例議会、一般質問させていただきます北村嗣雄です。よろしくお願いいたします。

質問に入る前に、ただいま諸報告で町長も、それから昨夜の告知放送で住民の皆さんに注意、防止策を呼びかけておりますが、私からも新型コロナウイルス感染症について、ちょっと述べさせていただきます。

全国、全県を含む県内においても、新型コロナウイルスは拡大を見せており、年末を迎えて大変毎日の生活を脅かしております。そうした中で、町内においては、幸いにもまだ感染の報告はされていませんが、感染状況を見ますと個人も含めて特に病院、各施設のクラスター発生という拡大が県内でも急速に進んでおります。

そうした中で、私ども町内においても、それぞれ自分を守るため、また相手を守るため、そして各施設、病院とも基本であります予防策を徹底して年末を迎えたいものだなと考えております。今後住民一体となって、新型コロナウイルス感染症を克服し、来年度に向けて新しい年を迎えられるようお願い祈りながら質問に入らせていただきます。

質問に入りますが、私の質問については、大

きく財政について、庁舎についてという質問事項になっております。その中で財政については、1、財政計画についての運営等について、それから2番は中期財政計画と併せての新庁舎建設基金についての事案であります。それから、庁舎については、湯田庁舎、沢内庁舎の改修内容についての質問でございます。

先般町のほうから、私の質問に関わる財政、それから庁舎についての説明がございました。しかしながら、私はこの説明が持たれる前に一般質問の通告をしており、併せて私この場で通告どおり質問させていただきます。

当局からの報告については、再度報告していただいても構いませんので、特に質問内容は住民の皆さんが関心を持っておられる事案でございますので、通告どおりの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、令和2年度施政方針における今後の財政の取組として、中期財政計画を策定し、より一層健全な財政運営に努めると町長は述べられております。この検討内容について伺うものであります。よろしくお願いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんからのご質問は、中期財政計画等についてでございます。担当課長のほうから答弁申し上げてまいります。

議長 企画課長。

企画課長 おはようございます。中期財政計画につきましては、企画課のほうから答弁させていただきます。

町の財政は、令和2年度で合併算定替えが終了することと併せて、病院建設、簡易水道統合事業、消防署建設、給食センター建設等の大規模事業の償還に伴い、今後借入金の返済の割合が高く推移することから、厳しい状況がここ数年続く見込みとなっております。

そこで、今後の歳入減に対応できる歳出の総枠を見極めた中で、将来に向けて持続可能な財政基盤を構築するため中期財政計画を策定し、

行財政改革を進めていこうとするものであり、地方交付税制度に精通し、国の地方財政審議会専門委員なども務めている関西学院大学の小西教授から直接指導、アドバイスを受けて計画策定を進めておるところでございます。

計画案では、歳入の大半を占める普通交付税をどう推計するかが大きなポイントであったことから、小西先生の指導に基づき算出方法の精度を高め、令和12年度までの財政見通しが可能となりました。財政見通しでは、令和7年度で財政調整基金が底をつき、令和8年度に財源不足が発生し、赤字を積み上げていくということが見込まれたところです。

将来的な財源不足の要因を分析した結果、一般財源ベースでは常に歳出が歳入を超過していること、財政調整基金に頼る当初予算編成の傾向にあること、実施済みの大規模事業に係る公債費急増に対する財源確保が足りないことが大きな要因となっており、令和8年度以降の財源不足を解消する方策として、歳入確保、歳出抑制で、それぞれの案を検討したところです。

歳入確保については、公共料金の見直し、ふるさと納税の活用、未利用基金の活用、減債基金の確保と適正な活用、過疎債ソフト事業の新たな活用、5つの改善策を提案予定としております。

歳出抑制では、投資的経費の抑制、物件費などの一般行政経費の抑制が必要であると判断されたところです。

また、行政改革の取組による補助費の抑制、職員定数管理計画に基づく人件費削減を見込んでおりますが、それでもなお財源の不足が生じる際は給与カットも必要であると考え、3つの改善策の提案を予定しております。

これらの収支改善策により、年当たり1億円から2億円の歳入確保と年当たり1億5,000万円から2億円の歳出抑制が図られることで、令和8年度以降の財源不足が解消される財政計画となるよう、最終調整を行っている段階でございます。

います。

なお、計画策定後においても、決算状況や国の政策を踏まえ、将来的に健全な財政運営を行えるよう、毎年度見直しが必要と考えております。

財政計画は、あらゆる取組の抑制が目的ではなく、限りある予算の中で、いかに財政規律を維持し、施策を展開していくかの基礎になるものと考えております。少子高齢化が進行する中で、知恵を出し合い、策を講じながら、町の持続可能性を探りたいと考えております。

その上で、引き続き行政改革に取り組み、財政計画の着実な執行を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 説明どうもありがとうございます。

先般、関西学院大学の小西教授に出席していただいて説明を受けたところでありますが、当町は合併以来15年がたつわけですけれども、合併に伴う交付税の割増しを受けながら事業を展開、財政運営してきたわけであります。

そうした中で、今回小西先生の分析されているこの要因ではありますが、今まで運営されてきた経緯というものは、反省するべきが極めて大きいと、私はいろいろ資料を見て思うわけであります。歳入が大きくなり、やってきたどの事業を見ても、不適な事業というのは見られないわけですけれども、ただ与えられたというか、見込める予算、財源を目いっぱい使ってきた、そういうのも見受けられるのではないかなと。やはり先を見通したより厳しい検討がされるべきではなかったのかなと。特にこの資料を見ますと、今後令和7年から8年にかけて、現状では財源不足が大きく発生する状況になっております。改善策も提言されていますけれども、省みてその責任を問うわけではありませんが、町当局としての執行機関として、やはり私は責任がないとは言えないと思います。また、私ども

も議会として同意してきているわけですから、そういう責任も感じるわけであります。

ただ、こうした経緯というものを反省に十分含めながら、今後提言いただいた改善策を果たして実行できるのかどうか、そこが一番感じるところでございます。

まず、要因分析について、町はどう受け止めているかお伺いします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんからご質問ございました。財政の運用についての反省点が多いのではないかということであったかというふうに思います。

我々は、限られた財政の中で、町民サービスに対する責任を執行していくわけですから、常にその観点については反省と展望を目指しながら取り組んでいかなければならないというのは大前提だというふうに思っているところでございます。

今回地方財政審議会の専門委員である先生をお願いして、いろいろ分析してご指導もいただいたわけですが、その中で特に先生のほうからいただいた指摘といたしましては、確かに厳しい財政状況ではあるが、これを改善するために、少し早く着したという姿勢がうかがえるということで、それは比較的私どもの取組としては危機感を持っていたということの表れであって、一つそれはよかったのかなというふうに思っているところでございます。

それと、これまで新町になってからいろいろな財政の特例も活用しながら事業に着手してきました。一番大きなものは、町立病院の建設等の大型事業もございました。それら一連の事業については、住民生活に直接関係したものであり、特にぜいを尽くしたというのですか、なくてもいいような事業ではなかったと思われる、住民生活に直結した事業を展開してこられるので、それは必要な事業展開だったと思うという発言もいただいております。

そういう意味では、まちづくりのための、ぎりぎり必要なものに着手してきたということの結果だというふうにも考えているところがございます。

なお、議員さんからは、今後財政改革について実行できるかどうかが大きな問題であるというふうにご指摘いただきましたけれども、まさしくそのとおりでございます。我々は、この財政計画とともに行政改革を同時に進行しなければいけないということですので、そこには大きな責任が伴ってくるものというふうに思っているところがございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 今町長の答弁も理解できます。しかしながら、先生の指摘事項は、やはり町の規模に見合った以上の提供が行われてきたのではないかという推測の提言をしております。

それから、当初予算が基金に頼るあまり、いろいろその中で取組はしてきているものの、残高が減少してしまったと。それから、交付税措置の見込めない償還負担が、備えが不十分な中で、必要な事業ではあっても、やはりその辺が指摘されているわけです。ですから、今日までの経過については致し方ないと言えそうなるわけですが、ただいかにこうした指摘、提言を受け止めながら改善策に確実に取り組める、そういう一つの計画がなされないと、大変厳しいのではないかなと私は感じるものがございます。

改善策の中に歳入の確保ということで、先ほど企画課長の説明の中で出ていますけれども、1番の公共料金の見直し、10%増というのが出ています。これは、できないわけではないのですけれども、ただ住民にすごく負担がかかるということ、これは私が申しなくてもそうですけれども、町の財政運営ができなければしょうがないのかなと理解をするかもしれませんが、ただそれだけ住民に大きいのしかかる負担だというのはやっぱり感じます。

それから、一番希望として感じるのは、ふる

さと納税の活用なのですが、現在もそうした他方におられる方々の協力の下で、予想以上の実績が上がっているわけですが、これについて今後下にあります新たな年当たりの1億円から2億円の収入確保に向けた、ふるさと納税だけでは無理かもしれませんが、ただ取り組みやすいといえば、やっぱりそれに施策の重点を置いて取り組む一つの要因でもあるのかなと考えます。ちょっとその辺、考え方として述べるわけです。

それから、歳出についてもですが、歳出の抑制ですが、3点ほど小西教授が述べられております。どれを取っても抑制であります、当然入ってくるものはない。ただ、1億円なり2億円の上乗せの歳入を見た場合、またこれはそれに合わせた歳出を出せば、全然懐に余裕がないわけですから、この3点は大変厳しいとは思いますが、実行できるのかどうか。

特に3番の人件費の抑制というのは、説明会の中でも聞きましたけれども、やはり行政サービスをする上で、多種多様の職務の職員を削ってまでやった場合、おいおい人口減少によってそうした対策も講じなければならぬ事態は来るとは思いますが、現時点でこの抑制に対する町の結論は出ていないと思いますけれども、大変厳しい取組が課せられているのではないかなと思います。

まず1つ、ふるさと納税の今後の見通し、これに向けて、果たしてどの程度の期待ができるのか、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうからのご指摘の中に公共料金の見直し等、住民負担がかかるので、大変厳しいのではないかというご発言でございました。もっともでございます。我々もできれば、住民負担をあまり大きく増やすことは避けたいというふうに思っているところがございます。

これについては、財政運営上ということより

も、むしろ公共料金、特に水道事業に関しては大型事業を投入して、今後も生活に不可欠な水道の供給が順調になされるような大型投資がありました。したがって、これは生活に不可欠な事業でございますので、そこを何とか住民の方に理解していただいて、行政運営をしていくということが必要かというふうに思っているところでございます。

いろいろ厳しい内容にもなるかもしれませんが、そこはやはり今の生活をきちっと維持していくために必要な事業ということでご理解を賜っていきなさいと、そういう取組をしなければならぬと思っております。

議長　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　それでは、ふるさと納税については私のほうからお答えしたいと思いますけれども、ふるさと納税については令和元年度の寄附金額が2億2,500万円ほどということで、まず大きな成果を収めたところでございます。

今年度につきましても、11月末現在ではたしか9,700万円ほどということで、昨年度と大体同じようなレベルで推移しているところでございます。

今年度新たに取組んでおりますのは、地域の特産品という部分から、思いやり型返礼品というようなことで、地域のほうでのイベントですとか、そういう部分に参加するというような形の返礼品ですとか、困り事に対応するような形のを返礼品というようなことにしながら取組んできているところですが、まだそこについてはなかなか新しいものは出てきていない状況ですので、さらにそこを追求していきなさいというふうに考えております。

また、コロナ対策臨時交付金の関係で、出身者の方に町の特産品を送るなどということで、また第2弾としては新たな町外に出ている若い世代の方にもお送りするというので、その関係を深めているところでして、そういう部分からもふるさと納税のほうにつながっているとい

う状況でございますので、そういう部分を大切にしながら取り組んでまいりたいというふうに思っています。

以上です。

議長　北村嗣雄君。

2番　ありがとうございます。こういうコロナという状況の中で、やはりいろいろ経済も低迷している中で、これを一気に増やすというのはなかなか大変な取組だと思います。しかしながら、財政の見直しを、あるいは見通しに明るい光を出すには、やっぱりできることは徹底して試行錯誤し、実施をできるようにしていただきたいなと私は考えます。

このほかにも行政の取組とか、いろいろ今検討されている事項があるわけですが、行政改革は確かに必要ですが、あまりにもこれを決め打ちして低下するような取組をした場合、庁舎が何のためにあるのかということも、住民にそうした失態を招きかねないことも発生するわけで、ですから今後の状況を見ながら、私ども議会としても真剣に検討し、町の財政を健全なものではないにしても、維持、遂行できる形の取組をしたいと考えておりますので、改めて小西先生の指摘されているこの状況に、あるいは対策に、町の今後の検討、取組を期待というか、祈念するものであります。提言として申し上げておきます。

それで、時間も経過しましたので、次に入らせていただきますが、これとともに今年度の3月における庁舎の問題でいろいろ議会で議論されたわけですが、その時点で町長は新庁舎建設基金の設置も検討すると述べられております。その辺どの程度の検討されているのか、その考えを伺うものであります。お願いします。

議長　総務課長。

総務課長　それでは、新庁舎建設基金の設置検討の状況についてお答えいたします。

令和3年度中の基金条例の制定に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 3月には、また新年度の当初予算が組み立てられ、審議されるわけですが、数字的なものはまだ申し上げる段階ではないのか、ちょっとその辺を伺います。

議長 総務課長。

総務課長 先ほどお答えしたように、令和3年度中の基金条例の制定ということで、令和3年度については町総合計画の後期基本計画の策定年度でありますので、後期基本計画策定の検討及び、先ほど企画課長から説明ありました中期財政計画については見直しもあるということですので、その見直し等に合わせ、基金積立額等について検討を行っていきたくて考えております。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。ただ、一言提言しておきますが、庁舎に関わる事案で3月に議会が賛否を分けたわけですが、予算はそのとき議会の中で可決、議決されたわけですが、やはり住民には100%というか、そういう賛同が得られていないという庁舎の在り方も当然指摘されているわけで、その中で今後の将来の自治体に備える基金としての設置も述べられたので、その辺はぶれない、責任のある策定をお願いしたいなと思います。

次の質問に移りますが、これも庁舎に関わる問題でございます。この件についても先般説明会を持っていただき、報告を受けたところでございますが、①、②とも同じですが、朗読させていただきます。

湯田庁舎及び新たに沢内庁舎とする老人福祉センターの改修について、改修内容と今後の見通しについて伺うものであります。住民の皆さんも関心を持っているところですので、告知放送を利用して幾らかでも知っていただき、理解をいただくには、再度報告を伺うものであります。よろしくお願ひします。

議長 総務課長。

総務課長 湯田庁舎及び老人福祉センターの改修についてお答えいたします。

改修については、今年度設計業務の業者を決定し、庁内組織である庁舎改修検討委員会において具体的な両庁舎のフロア配置、改修内容及び事業費等について協議を進めてきたところであります。11月27日の庁舎改修検討委員会において、両庁舎のフロア配置案と改修内容案を協議し、現在それに基づいて事業費の精査等を行っているところであります。

課等の配置につきましては、湯田庁舎の1階には税務課、会計課、建設課、上下水道課、2階には総務課、企画課、ふるさと振興課、生涯学習課、学務課、3階には議会事務局、議員会議室、議場を配置し、老人福祉センターの1階には町民課、健康福祉課、社会福祉協議会、2階には農業振興課、林業振興課、農業委員会事務局、農業振興センターの配置を予定しております。

なお、観光商工課については、川尻保健センターの1階への配置と考えております。

続いて、改修内容についてですが、湯田庁舎については耐震補強工事、屋根防水、外壁、内部、建具、電気設備、機械設備改修工事を行い、老人福祉センターについては屋根防水、外壁、内部、建具、電気設備、機械設備改修工事及び外構工事を行うこととしております。

また、施設設備改修のほかに、現在のサーバー室も取壊しとなり、新たにサーバー室が設置されることから、各種ネットワーク関係のサーバー移設等も併せて行う考えであります。

なお、庁舎改修に伴う事業費については、現在最終の調整を行っている状況であります。

以上です。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。検討段階ですから、私どもには説明あっても、まだ報告というより検討を必要とする事案もあると思ひますの

で、そこまでは過度に質問する気はないのですが、ただ1つあれなのは、私どもに示している予算についても、当初よりは追加補修内容が出ており、思った以上に予算の見込みが出ているわけですが、これは必要なものだからとは思いますが、住民に対しては一時的な利用かもしれませんが、町の当局にすれば朝から夕方までそこで職務されるわけですから、安易に私どもはこれを不適とは思いませんが、先ほどの財政の今後の改善策と合わせた場合、あの改善策とか数字は今回の庁舎の改修枠を別としているという中での分析、改善策でありますので、やはりこれが執行された場合、かなり厳しい財政運営であり、先ほども申し上げられたように今後の取組が重要ではないかなと感じます。そこだけは、今後の検討段階で、また町が示してくるものと思います。

このスケジュールについてですが、私どもこの間説明を受けたわけですが、今年度中に設計のほうを、次年度の4月から6月頃に入札をし、来年度中には両庁舎とも完成、そこで令和4年度から実際に改修された庁舎で業務が行われるわけですが、それと併せて解体も入っています。

住民がいろいろ要望しております。沢内庁舎における会議室についてですが、改修設計の中には沢内庁舎にも小さな会議室が設計はされています。ただ、この間説明の中でもありましたが、やはり大枠の会議を持たれる場合は消防署の会議室というか、多目的というか、そういう集会所を検討に入れているということは伺っておりますけれども、やはり行政に絡むそれぞれの集会所を持たれるときは、どうしても庁舎内が一番最適な感じがするわけです。

そうした中で、小規模ながら会議室はありますが、沢内庁舎に対する住民の要望に対しては検討の余地があるのかなのか、まずその辺を一つ伺います。よろしく申し上げます。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまの質問にお答えいたします。

老人福祉センターの改修工事により、現在の設計では2階に20人程度が入れる会議室を1部屋設置する考えであります。

現在の老人福祉センター2階の広い会議室は事務室として活用することから、これまで老人福祉センター2階の会議室で行っていた会議等については、代替施設を利用するという考え方で調整を進めております。

代替施設としては、西和賀消防署2階会議室、花巻農協湯田・沢内支店2階会議室、西和賀町森林組合2階会議室、公民館などを考えており、これまで老人福祉センター2階で開催された会議等については、各課等において改修後、どの施設を代替として利用するか、あらかじめ調整を図り、対応していくこととしております。

これまでの庁舎に比較し、スペースが狭くなり、いろいろとご不便をおかけする場面もあるものと思いますが、影響が少なくなるよう対応していきたいと考えておりますので、会議室等の増設については、現時点では具体的な検討を行っていない状況であります。

以上です。

議長 企画課長。

企画課長 先ほど北村議員さんのご質問の中で、庁舎建設の部分の費用でございますけれども、中期財政計画に入っていないというようなご質問の内容でございましたが、財政計画に入っています。ちょっと別枠で、投資的経費の区分の中では区分けしているという内容でございますので、総額の中には入っていることになっております。確かに別枠でという表現はさせてもらっていますけれども、投資的経費、普通の道路を造る経費とかと区分して掲出させてもらっているという内容でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 説明ありがとうございます。設計のとおりで、いずれ改修をするという案のようですが、私が先ほども申し上げたように、やは



り庁舎の改修に当たっては、それぞれの地域の住民の声が一本化していない。新庁舎を望む声も多かったわけであります。これは、一々諮ったわけではないのですが、やはり住民を代表する議員の意見の中にも住民の声が反映されていると思いますし、そうしたことを踏まえると、予算のこともあるわけですが、十分にそうした経緯というものを踏まえながら検討してもらいたい。要らないのだと、いいのだということは思っていないわけですが、ただ住民が一体となって西和賀町の抱える事案に取り組める、そういう一つの意識というものをつくっていく上でも大事ではないかなと思いますので、当局のさらなる慎重な検討をお願いしたいと思います。

私は、質問は少ないわけですが、今までの経緯、町の当局が示してきた、あるいは運営してきた中身を提言しながら、今後の財政運営、あるいは含めて庁舎の補修に関わることをひとつお願いしておきます。

最後になりますが、財政運営の改善を含めて、庁舎も含めて今後町を健全化というより、なお安定した財政に持っていくには、より以上の試算が求められると思いますけれども、町長として、町のトップ、執行機関としてのお考えをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 細井町長。

町長 ただいま北村議員さんからの意見に対して答弁してまいりたいというふうに思います。

過去の歴史は、どうしても必要だろうというもの、スケジュールの問題もありますけれども、大体は応えて設置してきたという歴史があったと思います。その結果が今に結びついていると思います。

今後の町政運営においては、今ご指摘いただいたように、投資と財政運営と一体となってやっていかなければならない。したがって、必要なものは必要、そして行革として財政の責任を

果たしていかなければならないというものと両立でなければいけないというふうに思います。

そういう意味では、庁舎に関する建設一つ取ってみても、恐らく今まで自由に使ってきた会議室がなくなれば不便、これは必ず出るというふうに思います。しかしながら、議員の皆様方が島根県に行って研修されてきたように、ないものはないということの決断の下に、あるものを使っていこうということで、最初不便は感じるかもしれませんが、それでやってみて慣れれば、これはこれでできるのではないかなれば、これまた一つの行政改革の起点になるのだらうというふうに思います。

したがって、その辺は今後の運用状況において必要なものは整備していく、必要でないものは、ほかに替えられるものがあつたら、それを活用して行政改革につなげていくという精神を持って責任を果たしていかなければならないというふうに認識しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。今後いろいろな厳しい状況になると思いますが、さらなるご検討を当局にお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いたします。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順2番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

1番 おはようございます。早速質問に入ります。

今回も西和賀町総合計画についての質問であります。この計画は、町が目指すものであり、進めるための判断となるもので、全職員の行動

の指針となるものです。第2次西和賀町総合計画第3章、目標達成のための方策として、1にあります行政の効率化について、かいつまんで質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は、我が国、そして我が西和賀町に、この先どのような影響を与えていくのか、予想さえできない状況であります。

本町においては、少子高齢化、人口減少が急速に進む中、コロナウイルス感染症の影響は計り知れないと予測していかなければなりません。

そこで、総合計画に掲げる行政の効率化をスピードを上げ進め、財政の乏しい中であってもさらに住民の福祉向上を目指し、持続可能な行政運営を行っていかなければなりません。今回は、コロナウイルス感染症を見据えながら、手後れにならないような施策が重要と考えるところであります。

そこで伺います。業務改革の推進について。事務事業のスリム化、行政システムの適正運用、団体等の事務局事務の見直し、地域との関わりについて、現状と今後の取組について伺います。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんからの質問につきましては、西和賀町総合計画に関連したことでございます。担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 企画課長。

企画課長 総合計画の目的達成のための方策につきましてのお尋ねでございます。これまで第3次行革大綱にも掲げている部分でもあり、本町を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進める総合計画を下支えする行財政の基盤づくりの方針を定めたものでございます。

業務改革の推進の現状と今後の取組についてのご質問でございますので、そちらにお答えをしたいと思います。初めに、事務事業のスリム化でございますが、令和元年度事業実績に基づ

き、事業評価、事務事業評価を各課で実施し、各課と企画財政部門との政策調整を行ってございます。今後は、評価と調整結果を来年度予算編成に反映することで、事業の適正化と予算編成の透明性の確保に努めてまいります。

その過程で、新型コロナ対応という視点で各行事や事務の見直しも行っていかなければならないものというふうに考えてございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 再度質問するわけですがけれども、ちょっと小分けにしていくのですけれども、事務事業のスリム化、これは今後まとめるということですがけれども、やはり重要なのは、コロナ禍の状況を把握しながら、効率的、効果的に進めていくということが重要だと思うのですけれども、その辺も加味しながら今後の対応をしていくということよろしいですか。

議長 企画課長。

企画課長 コロナ禍に対応した効率的、効果的な事業の施策の推進というご質問でございますが、今現在、来年度事業の予算編成の時期ということもでございます。その中で、もう既にできない事業というのも出てきてございます。第3波と言われるコロナの状況、これを踏まえた中での決断ということになってございます。

その中でも、いろいろ対策をすればできるもの、またどうしてもできない大人数のもの、そういう区分けがだんだん出てくるものというふうには考えてございますし、あとコロナという部分では事務事業の部分で、今国のほうでも進めてきておりますが、判この見直しであったり、そういった申請の部分での見直しというような部分も今後考えていかなければならないものというふうに考えてございます。

議長 刈田敏君。

1番 今回答弁で、いろいろ状況を説明いただけるのかなと思っていましたけれども、そこまで至っていないということでもありますけれども。

1つ、団体等の事務局事務の見直しと、今課長が答弁された中でですけれども、やはり令和元年度の調査によると、各課が所管している事務局事務が48あるということで、ここをずらっと見ていくと、現状検討するべきことが多いのではないかと思うのですけれども、具体的には質問しませんけれども、その辺もこれまでは調整を取りながら、いろいろ情報交換等を行ってきたのか、その点をお伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 団体事務の状況でございます。団体等の事務局を町が持っているのは、元年度調査で48団体でございました。議員おっしゃるとおりでございます。その全てを団体に出せるものとは思ってございません。このことから、職員の事務量調査を今現在しております、その取りまとめをしている状況でございます。

今後も引き続き、団体事務の関与の適正化については検討を進めていきたいというふうに思っております。

議長 刈田敏君。

1番 大分前から事務局事務については検討をなされてきているのですけれども、どうもまだまだいろいろな面で急いでやらなくてはいけないものだなというのは感じておりますが、今後の調整によって、何とか。

ただ、やはり絶対なくてはならないものから、これはというもの、そして引き続きやるにしても行政がというのは当然出てくる話なので、ここをやっていかないと、全然進んでいないように思われますので、ここは進めていただきたいと思えます。

それから、地域との関わりについてですけれども、地区割りについていろいろ説明いただきましたが、今回の一般質問でもこの後質問ありますので、通告している方がありますので、ここはあまりいいですけれども、私からは区割りをやる意気込み、本当に今しかないと思うのです、この時期。ここでどういうことで住民の皆

さんに分かってもらって、こういうことを今本格的に進めるのだというその思い、その辺をちょっとお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、今の質問に私のほうからお答えしたいと思いますけれども、自治組織、公民館の見直しということで今年度進めている状況でございますけれども、これまで平成28年度からのふるさと交流事業ですとか、令和元年度に自治組織のヒアリングというところを実施いたしまして、各地区の役員さん等からもいろんな意見をいただいたところでございまして、例えばそこで出ている部分でいえば役員の成り手がいないとか、業務がすごく重複して困るとか、そういうような話もいただいていたところでございます。そういうような部分から、町としても役員の負担軽減とか、地域の支援という部分の必要性を考えて、今回の検討に至ったわけでございます。

それで、きっかけとしては地方公務員法の改正というようなことがありまして、行政区長でいえば公務員としての委嘱というものができなくなったということになりまして、そこから自治組織というものの関わりを明確にして業務を委託していくというような方向を考えておりました。

そのようなことから、自治組織自体、今行政区が29あって、その1行政区1自治組織ということで、その部分の区域と数は変わらないものですけれども、まずそこに個々の支援を強化していくというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 国のほうで区長さんはもうやめなさいということで、そういうことでやっていますということでもありますけれども、それだけで単に済むかという、そういうわけではないと思うのです。地区はやっぱり歴史あるので、そこをどのように変えていくのだという、そこら辺をき

ちっとやらないと、地域として盛り上がるどころと盛り下がるところが出てくると思うのです。その辺は十分に注意しながら進めていてもらいたいと思います。これは今後少子高齢化、そして人口減になるのは、やっぱり人がいなくなるということは地域がなくなるということです。そこはきちっとやっていただきたい。それは、単に区長がなくなるとかという話ではないでしょう。その辺は進めていただきたいと思います。

それでは、次の（２）ということで、職員の人材育成と定員管理について質問したいと思います。計画的な研修と意識改革、それから現場環境の整備、適正な職員定数の管理について、現状と今後の考え方をお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 初めに、計画的な研修と意識改革についてお答えいたします。

職員研修については、年度初めに職員研修計画を作成し、計画的な研修の実施に努めているところです。岩手県市町村職員研修協議会が主催する階層別研修及び各種専門研修を中心に研修会への職員派遣を計画的に行い、業務知識の習得をはじめ、職員として必要な資質の向上に努めているところであります。

また、岩手県との人事交流や北上市、奥州市、金ケ崎町、西和賀町の４市町で構成する「日高見の国」定住自立圏構成自治体が主催する研修会についても積極的に職員を派遣し、業務知識の向上に加え、自治体間の職員交流にも努めているところであります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各種研修会が中止となるなど、研修機会が少なくなっておりますが、町独自研修を開催することで職員の研修機会の確保に努めているところであります。

次に、研修の受講状況についてですが、総務課では主に一般職の職員に係る研修を担当しておりますが、令和元年度における岩手県市町村

職員研修協議会など外部団体が主催する研修会を受講した職員は、延べ59人となっております。令和元年度の病院医療専門職員を除く職員数は132人でありますので、約45%の職員が研修を受講していることとなりますので、職員の研修に対する意識は高く、また職場としても研修受講に向けた環境は整っているものと考えます。

次に、職員定員の管理については、平成29年度に策定した西和賀町定員管理計画に基づき、職員の定員管理に努めているところです。町総合計画の職員の定員管理の成果指標となっている病院医療専門職員を除く職員数については、令和2年4月1日現在で128人となっており、定員管理計画での130人に比較し、2名少ない状況となっております。今後の退職予定者数や新採用職員数について調整を図りながら、引き続き適正な職員の定員管理に努めていきたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 45%がそういう研修等を受けているということで、意識をして質を上げてもらいたいと思います。努力をよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、県でいろいろな研修、人事交流等、中止になったりもしているということですが、聞きたいのはこれからオンライン会議等出てくると思うのですけれども、その辺の考え等は今持っているのかお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、先ほど研修機会が少なくなっているというふうなお答えをいたしましたけれども、その状況下において研修機会をどのように確保するかというふうなことについてお答えしたいと思います。

まず、町独自の研修を行っておりますけれども、これについてはインターネットを活用したeラーニングという方法での研修を取り入れて対応しております。eラーニング研修とは、職

員が自席でパソコンを使用し、パソコンの画面を通して研修をする方法であります。この方法ですと、職員を1か所の会場に集めることなく研修が実施できますし、また職員個々の都合に合わせて研修を受けることもできます。

令和2年度においては、これまでeラーニングで行っていた情報セキュリティ研修に加え、タイムマネジメント研修、人事評価者研修、ハラスメント防止研修、著作権法研修、これらをeラーニングで研修を実施したいというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 町では、もう既にeラーニングという方向でやっているということですが、現状はどのような感じで、その成果は見られているのか、その辺をお伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

eラーニング研修の成果ということですが、これまで令和2年度で行った研修ですと情報セキュリティ研修が既に終わっているということになります。これについては、受講人数106人ということの実績となっております。

あと、先ほど申しあげましたそれ以降の研修については、12月から令和3年1月にかけてeラーニングでの研修を行う予定となっておりますので、受講対象者には周知して、全員が受講できるような形で対応していきたいと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 あと、適正な職員の定員の管理ということで、適正という場合なのですが、地区担当職員の当初の考え方と、今現状とはどういう状況になっているのかをお願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 地区担当職員についてお答えしたいと思いますけれども、現状29行政区あり

まして、各行政区に正副2名の職員を配置しているという状況でございます。主に職員としては、地元の職員というところを意識しながら、まず主は課長職、課長代理職がメインになりながら、あと副は課長代理、主査級というようところで配置しております。地区からは求めに応じまして総会に出席してほしいとか、あとは敬老会にというようなことで呼んでいただいておりますし、過去に独り暮らし高齢者の訪問というような部分でも、各課の事業の中では活動しているということでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これ実態は把握していますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 各年度で担当職員から、実際にそういう地域行事に出たかどうかというようなことの把握はしておりますけれども、地元の住民としてという部分もあって、それがカウントできるかというところもありますけれども、まず把握はしているところでございます。主に総会と敬老会というところがメインになっております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 いずれ職員の人材育成等に関しては、やりがいと満ちた仕事ができるように何とか進めて、自信と誇りを持って仕事をしているのだという、そういう環境整備を進めていただければと思います。

次に移ります。(3)ということで、民間活力及びICTの活用推進ということで、今日はこれがメインになるのかなと思っておりますけれども、民間委託の推進、ICT活用の検討、情報システムのクラウド化の推進について、取りあえずこの点について、現状と今後の考え方をお聞きしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず初めに、行政サービスのオンライン化についてですけれども、今年度町では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町税等納付キャッシュレス化事業として、キャッシュレス決済への対応を図り、コンビニでの町税等の支払いを可能とし、支払い環境の整備と利便性を高める取組を進めております。

また、令和3年3月から医療機関等でマイナンバーカードを健康保険証として順次利用できるようになることから、町民の皆さんに対し、マイナンバーカードの取得の推進を図っていきたいと考えております。

行政サービスのオンライン化は、他自治体において様々な取組が進んでおりますので、その取組状況を参考とし、行政サービスのオンライン化を進めていく必要があると考えております。

次に、オンライン会議についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、岩手県をはじめ各種団体が主催する会議についてオンライン会議での開催が増えており、西和賀町においてもオンライン会議への参加などの対応を行っているところであります。

今年度町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、オンライン会議システムの導入を進めているところであります。活用方法としては、湯田庁舎、沢内庁舎、西和賀さわうち病院のそれぞれの会議室にオンライン会議ができる機器等を設置し、インターネットを活用し、それぞれの会場をつないだ会議などの開催に活用していきたいと考えております。

議長 刈田敏君。

1番 行政サービスのオンライン化の考えということで、整備はしているということよろしいですか。その中で、非常に効率的に、経済的にも進める分にはいいと思うので、町全体を通したときに各地区とのそういうこともあったほうがいいとは思いますが、その辺の考え等がありますか。

議長 総務課長。

総務課長 先ほどお答えいたしましたオンライン会議システムの運用時期については、令和3年1月から先ほど申しましたように湯田庁舎、沢内庁舎、西和賀さわうち病院の会議室にオンライン会議ができる機器等を設置して、会議が開催できるようにというふうに事務を進めているところであります。

地域との関係という部分については、今回こういう形で町としてのシステムの整備を進めることができましたので、それらの活用状況等を踏まえまして、今後のオンライン会議システムにおける活用方法については、そのような実績等を検証しながら検討を行っていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 地区の中では検討していく必要があるということでもあります。状況を見ながら。やはり大変になると思うのです。行き来も大変だし、時間もかかるといったときには、こういう仕組みをきっちりやっておくといいと思いますので、何とか。

それと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、行政側として170万、ウェブ会議システムを導入ということで入れたのですけれども、それは現状……

(オンライン会議の声)

1番 オンライン会議をしたということですね。了解です。その状況について、どういう感触を持っているのかお聞きします。

議長 総務課長。

総務課長 先ほどお答えしましたオンライン会議システムの運用開始という部分についてですけれども、これは令和3年1月からの運用開始ということで、予算上ではウェブ会議システムの導入ということで表現しておりましたけれども、質問者の質問内容と同様であるので、今回ウェブ会議システムの導入について、先ほどオンラ

イン会議というふうな部分でお答えしたつもりです。令和3年1月からの運用となりますので、よろしくお願ひします。

議長 刈田敏君。

1番 当初この臨時交付金のときに、パソコンを買って課長に渡すという、その辺ちょっと確認したいのですけれども、それがウェブ会議システムということで、それを導入したということですか。その辺説明願ひます。

議長 総務課長。

総務課長 予算の説明の際の各課長等の机に配置してオンライン会議もできるというふうな内容には変わりはありませんけれども、令和3年1月から運用開始するに当たっては、湯田庁舎、沢内庁舎、西和賀さわうち病院のそれぞれの会議室をつないだ形での運用をまず初めにやっていきたいというふうな考え方でおります。

課長職が個々に職員のパソコンをつないでのオンライン会議も当然可能でありますけれども、まず初めの取組としては先ほどお答えしたような内容で運用を開始していきたいというふうなことであります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、マイナンバーのことについてお聞きしたいのですけれども、今の町内のマイナンバーの状況というのをお知らせください。

議長 町民課長。

町民課長 現在の西和賀町のマイナンバーカードの交付状況についてお答えいたします。

これは11月29日時点での数字となりますけれども、国への申請件数は742件、これは13.4%になります。作成されて町のほうに送られてきた件数が654件、これは11.8%になります。それを交付済みとなった件数616件、これは11.1%となります。これは令和2年1月1日の人口に基づいた割合という計算になります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 この数字はどのようにお考えですか。国では、ばんばんマイナンバーを進めたいと言っているのですけれども、西和賀町としてはどのような考えを持っていますか。

議長 町民課長。

町民課長 この数字が高いかどうかということについては、ちょっと難しいところでありまして、高齢化率が高い西和賀町においては、現在でも毎週ひっきりなしに交付している事務はやっております。前は利用できるサービスというのがあまりなかったので、制度の周知はしても、積極的に周知活動はしていなかったのですけれども、現在ですと、先ほど総務課長のお話もありましたように、医療保険証としても使えるように国のほうでも進めているということもありますし、マイナポイントの取得についてもメリットがあるのでというのもコマーシャル等でもありますので、そこら辺は11月広報、12月広報と続けて町民の方に周知させていただいているところであります。なので、利用できるサービスというのは今後さらに増えていくと感じておりますので、ぜひ普及に向けて町民課でも周知活動していきたいですし、広報についてもまた載せていきたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 効率化、それから迅速化ということになると、やっぱり仕事量が、職員の仕事もやりやすくなるので、これはぜひとも進めながら、ただやっただけでは駄目だと思うので、いい方向で行ってもらいたいと思いますけれども。

1つ、「私たちの介護保険」という西和賀町で出しているものの裏表紙に、マイナンバー制度についてということで、平成28年1月から各種申請届には原則としてマイナンバーの記入が必要だと書いているのです。やっぱりこれぐらいの責任あると思うのです。その点は、原則として必要なので、原則でない人たちがいっぱいいるということになるかならないかは判断しようけれども、こういうものを利用しながら効

率的に進めていただければと思います。

議会のタブレット化の考えについてお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 議会のタブレット化については、議会との調整を図りながら、導入の検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 ありがとうございます。それでは、メリット、デメリットというのはあると思うのですが、今後懸念されるのはコロナ禍等で議会が、委員会が活動できなくなるというのが非常に町にとっても大変なことです。ぜひとも協議しながら進めていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。(4)として、広域連携の推進ということで、今どのような状況になっているのか。あと、コロナ禍における考え方をお伺いします。

議長 企画課長。

企画課長 広域連携の推進、近隣市町等との連携についてお答えいたします。

初めに、「日高見の国」定住自立圏では、北上市、奥州市、金ケ崎町、西和賀町の2市2町により共生ビジョンを策定し、消防団幹部交流事業や職員研修によるマネジメント能力強化など、様々な事業を圏域の市町と相互に役割を分担し、連携、協力し取り組んでおります。

このほか、北上市、横手市とともに北上横手地域開発促進協議会、JR北上線利用促進協議会での連携事業にも取り組んでおります。

また、雫石との連携では、災害時の連携や携帯電話不感地域対策などについて協議をしております。

今後についても、共通課題への対応や、スケールメリットを生かした広域連携を進める方針としてございます。

議長 刈田敏君。

1番 近隣の広域連携については、現状ある程度機能はしているということでしょうか。

議長 企画課長。

企画課長 機能連携という部分でございますが、まず共生ビジョンと申しますか、「日高見の国」定住自立圏の部分でお話しさせていただきますと、昨年末計画の見直しというのがございました。そこでビジョン懇談会など、二、三度の会議を開催しなければならなかったのですが、やはりコロナ禍の下、書面の議決というような形で、なかなか集まった中での会議はできなかったという部分はございます。

ただ、その後ある程度落ち着いた中では、首長懇談会であったり、そういった部分でできる範囲では今も継続して実施してございますし、研修についても先ほど総務課長が申し上げたとおり、できるところでは現在取組は進めておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 私のほうからちょっと提言したいのですが、広域連携ということになると、小さいところではできない分が広域でやれるという魅力があるし、逆に言えば大きいところだけやって小さいところはちょっとというところもあると思うのですが、これに対して鳥獣被害対策、それから災害対策はもちろんですが、公共交通網の整備等、何とかこれを提言していただきたいと思っておりますけれども、そういう考えというか、その辺はどう感じますか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

まず、定住自立圏の枠組みの中でお話しさせていただきますと、先ほども申し上げましたが、共生ビジョン策定の中で、鳥獣被害の対応という部分で、前期の計画ではなかったのですが、次期計画には盛り込む形で進めてございます。北上でも奥州でもイノシシ等の被害が続発している部分、あと西和賀町ではもちろん熊の被害等もございます。そういった中で、共通した中



身ということで取組を進めてございますし、あと公共交通についても、これは計画の中に入っておりますが、西和賀はちょっと孤立した部分がございますので、うまい具合に連携取れているかという、まだあれなのですが、一応計画の中に盛り込んだ中でいろいろ情報交換しながら、その状況を伺いながら取組を進めているという状況でございます。

議長 刈田敏君。

1番 質問は終わりますけれども、今回12月定例会では西和賀町総合計画の今後の取組として、コロナ禍の中をどのように対応していこうとしているのか考えを伺ったわけですが、まだまだ多くの課題、解決に時間がかかるのかなということで、ちょっと不安が拭き切れない状況であることは、これは現実だと思います。

初めに話したとおり、総合計画は町が目指すものであり、計画を進めるための判断となるもので、全職員の行動の指針となるものであると認識しております。しかし、現実には日常生活で生きている計画でなければならぬもので、本当に目標に沿った計画に対して対応しているのか、初期の意思が失われてはいないか、つくっただけではないか、不安がよぎります。

掲げている将来像、「未来へつなぐ 豊かな自然 豊かな心 笑顔あふれる健幸のまち」、職員の皆さんの努力、そして成果については評価をする面もありますが、いま一度町民で確認する必要があるのではないかと思います。将来西和賀はどうなるのだ、そして我々は今何すべきなのか、持続可能な町を目指し、力を発揮することをお互い確認して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休 憩

午後1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順3番、淀川豊君の質問を許します。

淀川豊君。

10番 皆さん、こんにちは。12月定例会の本日、3番目に質問いたします淀川豊でございます。行政の皆様方におかれましては、今年の春からの新型コロナウイルス感染症の流行に伴う対策あるいは対応等で大変ご苦労されていることと思っております。

県内においては、クラスターの発生など第3波が押し寄せてきている現状で、そのご苦労も大きくなってきているのではないかなというふうに考えております。そういった意味でも、今回の一般質問も簡潔に、スピーディーに進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からの質問は、新給食センター、行政区の在り方、新ビジネスチャレンジ、コロナ禍の新しい生活様式、火葬場、細井町政についての6点について22項目であります。少し質問項目が多くなっておりますが、通告に沿って質問してまいりたいというふうに思っております。

その前に、今回の質問事項については、本来の議会の役割である行政の監視機能という面から質問させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

今さらご説明は不用かと思いますが、議会の役割は、議案を審議して、地方公共団体の意思を決定することと、執行機関を監視する役割であります。予算あるいは計画を可決したから、その後はその点について議論する必要がないということではなくて、予算、計画が適正に処理、運営をされていくかということについても十分監視をしながら、住民福祉の向上につなげていくということであるというふうに地方自治法等でもうたわれております。まず、この議会の役割については、改めて共通の認識を持って質問させていただきたいというふうに思います。

まずは、新給食センター事業についてであります。最初に、事業の進捗状況と今後の工程について伺いたいというふうに思います。

議長 教育長。

教育長 午後の部もどうぞよろしくお願ひいたします。私のほうから、事業の進捗状況と今後の工程についてお答えさせていただきます。

まず初めに、進捗状況になります。給食センターの造成工事につきましては、7月21日に入札をし、7月31日から着工し、11月9日に完成している次第です。

それから、建築工事につきましては9月24日に入札しておりますが、不調となり、再度11月25日に入札を行い、今定例会の工事請負契約の締結議案として提案しているところです。

同様に電気設備工事、機械設備工事においても11月25日に入札を行い、今定例会に工事請負契約の締結議案として提案しております。

厨房設備工事については、来年の2月に入札を行い、3月議会での工事請負契約議決を予定しているところですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、今後の工程になります。当初の予定では9月入札ということでしたが、そして今年の年末には基礎工事、それから外構の工事を進め、来年7月には完成の見込みでしたが、12月の工事契約の見込みとなったことから、それと雪の状況を勘案し、実際の工事施工は来年の3月からと見込んでおります。

工事の完成は、来年11月末を予定しております。

給食センターの稼働は、試験などを行い、現状対応の切替えがしやすい令和4年度、年度当初の開始を予定しているところです。

以上、進捗状況と今後の工程をお話ししました。よろしくお願ひします。

議長 淀川豊君。

10番 ありがとうございます。教育長から答弁があったように、1回目の建築工事の発注の

入札会は、残念ながら不調であったというご説明でありました。町長には、発注段階で町内業者も入札に参加できる形での特段のご配慮をいただいての発注であったなというふうに私は思っておりますが、非常に残念な結果であったなというふうに思います。

先頃行われた2回目の入札会では、建築、電気設備等の案件は全て落札ということで、発注担当課も大分ほっとされているのではないかなというふうに思いますが、ちょっとこれは確認の質問となりますが、2回目の建築工事の発注については、1回目の建築工事の入札会における設計内容に変更はあったのか。特に材料費であったりとか数量の変更はあったのか、その辺についてちょっと確認で伺いたいというふうに思います。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私から2回目の建築工事入札の設計内容のご質問についてお答えいたします。

設計内容で変更があったのは、資材単価を当初7月単価で見えておりましたけれども、入札時期に合わせて10月単価に見直しをしているという状況です。小規模な変更はありましたけれども、1回目の設計額とほぼ設計額は変わっていない状況となっております。

議長 淀川豊君。

10番 単価の時期的な補正はあったということでもあります。1回目はJ Vでの発注、2回目は単独1社での発注方式ということであったというふうに思いますが、施工時期が1回目は施工するのに真冬の生コン打設等が予想される工事になっていたということで、2回目は3月からということで、まるきりほとんど雪がない状況の施工条件がいい時期に施工ができるということで、やはり1回目の入札参加業者にもお話を聞くことができましたが、施工条件によっては我々ももう少し予定価格に多分近づけるような、そういう金額も入札できたのではないかなとい

うことのお話もいただきました。やはり冬場の発注というのは、それほど業者にとって厳しいというか、もちろん経費もかかりますので、二の足を踏むということだというふうに思います。

先ほども教育長から造成工事も終わって、いよいよこれから本格的に新給食センターの建設が始まるということですが、これは前にも質問させていただきましたが、それから大分時間も経過しておりますので、改めて質問したいというふうに思いますが、新給食センター稼働における職員体制等の具体的な検討状況について伺いたいというふうに思います。

議長 学務課長。

学務課長 稼働における具体的な検討状況についてお答えいたします。

職員体制については、現在の調理員の正職員、会計年度任用職員合わせて11人でのスタートを見込んでおります。そのほか栄養教諭、経理担当職員等の配置を予定しているところです。

稼働に当たっては、今後はより細かな面での検討が必要ですので、学校調理員と準備に向けて話し合いを重ねてまいりたいと存じますし、特に栄養教諭、調理員の現場の意見を大切にしながら準備を進めていきたいと思っております。

これまででは、施設整備等の設計内容を主体に現場の方々と意見交換をしてきましたが、これからはより具体的な稼働に向けての課題等について話し合っていくこととなりますし、そのほかで大きな面ですけれども、各学校の給食搬入口、給食会計の公会計化、あと除雪の部分の対応などの検討を重ね、準備を行うということにしております。

議長 淀川豊君。

10番 ちょっと今の答弁で確認ですが、調理員を11人体制で考えているということですが、11人ということは現状の調理員の人数からして増減があるのか、同じ人数ということなのか、その辺ちょっと補足でお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 職員体制についてお答えいたします。

11人というのは、現状の調理員の数と同じとなっております。効率化が図れて職員数が減るイメージを持たれている方も多いと思いますけれども、衛生上の部分から移動できるエリアが決まっている形になるので、なかなか職員数が減るといふ部分にはつながっていかない部分になります。まず、稼働して、スタートしてみても、現状を把握しながら検討していきたいと思っております。

議長 淀川豊君。

10番 分かりました。今の調理員の体制と同じ人数ぐらいでスタートしたいということのご答弁でありました。

建設工事の発注も、まだ厨房が来年度残っているようではありますが、大体は終わって、稼働の詳細についても今お伺いをいたしました。1回目の入札が不調であったということで、建設工事のスタートも、先ほども説明がありましたが、計画よりは遅くなってしまったというふうに思います。少し計画が遅れるような話も先ほどありましたが、今後全体計画に変更があるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 全体計画の変更についてお答えいたします。

今後の工程につきましては、先ほど教育長の答弁のとおりですし、施設設備等については、現時点では全体計画の変更等は予定しておりません。今後冬の積雪状況や新型コロナの影響など、給食センター建設に向けて危惧される部分はありますが、現時点では変更等は予定しておりません。

議長 淀川豊君。

10番 全体計画に変更はないということでご答弁いただきました。新給食センター建設事業は、地域にとって、予算規模からしても大規模な事業というふうなことになります。また、施設の

役割も重要であると。今後将来にわたって未永く有効に活用していかなければならないような、そういう施設であろうなというふうに感じております。

そこでお聞きをしますが、新給食センターが将来にわたり十分な機能を発揮するためには、やはり躯体、設備等については過大ではない範囲内でかなり吟味をしながら検討をしなければならぬというふうに感じますが、そういった検討は今までされてきたということによろしいのか、その点について伺いたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 給食センター建設費の考え方についてお答えいたします。

新給食センター建設に当たっては、西和賀の給食の現状等に対応でき、将来にわたり十分な機能を発揮できる施設としての検討を重ねてきて現在に至っていると認識しております。必要な機能を備えた施設であり、設計においても過大でない部分の検討を行いながら、適正な工事費での建設になるよう検討を行ってきているところですし、これまでの議会においてもお答えさせていただいているところですが、建設に当たっては分離発注など、地域経済面にも配慮した形で対応してきているところでした。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 予算ありきのそういう検討となっていないのか、なるべく安くということ、そういう思いは私も理解をいたします。しかしながら、重要な施設であります。財政が厳しいということとか、予算がないということで、構造であったり、あるいは設備の選定に影響していないかということでお聞きをさせていただきました。

例えば当初の見込みが甘くて、現予算では不足が生じるような場合がもしあったとしたならば、やはり必要最小限で議会に早い段階で提案をしていただきたいと思います。建設後間もなく稼働に問題が生じるようなことが

ないように、吟味して今後も進めていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長 教育長。

教育長 大変ありがとうございます。そのとおり、これから建築工事の変更はないものとみなしておきますけれども、何かそういう不具合等ありましたら、速やかに議会のほうに報告させていただきまして、ご協力を仰いでいきたいと思っています。どうもありがとうございます。

議長 淀川豊君。

10番 今後も新給食センターが本格稼働までには、担当課はまだ大変なご苦勞もあるかというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

次の質問に移りたいというふうに思います。行政区の在り方についてであります。これまで各区長あるいは協議会長、公民館長にその大枠について説明をされ、意見交換もされているというふうに思います。また、議会にも先頃全員協議会で説明をされましたが、改めて地域住民もこの議会のやり取りをお聞きしている方々がいらっしゃるというふうに思いますので、質問したいというふうに思います。

先頃区長、公民館長、協議会長等に説明された来年度からの行政区の運営に係る考え方の詳細について伺いたいと思います。

議長 細井町長。

町長 行政区の運営に係る考え方について、担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えいたしたいと思います。

今年の4月に施行された改正地方公務員法により、行政区長や公民館長を公務員、非常勤特別職でしたけれども、として位置づけて業務をお願いすることができたのをまずきっかけとしまして、制度の見直しが必要となったものです。

町は、これまで自治組織から推薦いただいた個人を行政区長として委嘱してきましたが、こ

れからは現行の29の各行政区の1自治組織を町が認定の上、協定を結び、業務を委託する方向で考えております。

行政区の区域と設置数は、現行どおり変更はありませんが、旧小学校区の範囲を基本に集落支援センターを設置し、町職員、集落支援員の配置による地域住民への人的支援と自治組織の判断で自由に配分を可能とする一括交付金という形で交付を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今私なりに簡単に解釈をすれば、今までの行政区長あるいは行政公民館が地域区長、地域公民館に移行して、認定地域自治会にその分のお金を一括交付するということであるというふうに思っておりますが、では意見交換会では、一部、行政区運営移行については、来年度からのスタートは移行期間が短く難しいのではないかという意見もあったかというふうに思いますが、その点についてはどのように考えているのか伺いたいというふうに思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

行政連絡業務を担う連絡員の選任は、これまでどおり自治組織で行うことに変わらないものです。ただし、自治組織の考え方によって役割分担や兼任等選択が可能となることから、組織内での相談が必要になるものと考えております。

行政区長協議会役員等をメンバーとする検討会においても、区長の任期は2年サイクルと共通認識されているところですし、次年度からのスタートは任期半ばになってしまうということもありまして、改めて選任は難しいといった意見や、今回の提案をよく理解した上で組織としての選任方法について十分な検討を行う時間が必要であるといった意見も出されているところです。まず、そのようなことを踏まえまして、スタート時期については地域の状況を把握しな

がら決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 地域の状況に合わせて考えていきたいということではありますが、これはやはり29行政区は一律にこういう制度でスタートするということの考えですか。我々は4月からスタートできるというような地域もあるかというふうに思いますが、その点はどういうふうにお考えですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

29行政区一律にスタートというふうに考えております。まずは、決めることは決める、制度的な部分は決めて、あとは各地区がそれぞれ相談等をする時間というものは設ける必要があると思いますので、その上で適正な時期に施行していくという形を取りたいと思っています。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今回行政区の在り方の新しい制度の説明の中で、集落支援センターについてもその構想が説明をされております。

また、その中で集落支援員の配置も検討されているようですが、そこでお聞きをしたわけですが、これまでも総合戦略等で目標指数を掲げ、その配置には取り組んできたわけですが、複数人の配置はできないままに現在に至っております。そういった現状を踏まえ、来年度からか再来年度からかは分かりませんが、集落支援員を増配するに当たって、その見込みはあるのか、その実現は可能であると考えているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

集落支援員につきましては、平成27年度に策定した第1次総合戦略の際には、現在の組織の課題を旧小学校区単位の連携自治組織で解決していくための支援を事業内容ということで想定

しておりました。ただ、平成28年度から実施しておりますふるさと交流事業等を通じた地域との話合いや、令和元年度の各自治組織のヒアリングを通して、組織内の人口減少は進んではいるものの、それぞれの特色を発揮しながら地域は活発に活動を行っている状況と捉えております。

また、役員等の負担軽減等、個々の自治組織への支援を求める要望が多いというふうに受け止めているところです。

そのようなことから、それに対応した集落支援員の役割、可能な配置人数について再検討をしたというところです。

採用方法については、現在検討中ですが、組織体制と役割の方向性を示すことができたということから、ふさわしい人を配置できるよう、実現に向けて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 課長から実現可能であるかというその考え方について今ご答弁いただきましたが、私は今回の行政区の新しい在り方の構想の中で、集落支援員の配置というのは、今後の人口減少により現状よりも集落が衰退していくのではないかという不安を感じる地域コミュニティーにとっては、非常に重要な部分ではないかなというふうに感じております。これまでも旧小学校区ごとに集落支援員を配置して、集落機能強化を向上していこうということについては、議会からも何回か提案をさせていただいたこともありましたが、ぜひ実現をしていただいて、集落機能強化につなげていただきたいというふうにお願いをして、時間もありますので、次の質問に移りたいというふうに思います。

新ビジネスチャレンジについてであります。これまでも補正予算等、一般質問でも質問させていただきました。個人的には非常に興味があって、コロナ禍の中、効果もある事業であると

いうふうに強く感じて質問してきたところであり、事業のある程度の進捗が見られたというふうに思いますので、今回も質問させていただきたいというふうに思います。

まず初めに、募集が9月末で締め切られたと認識していますが、その後の状況について伺いたいというふうに思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ご質問について私からお答えさせていただきます。

新ビジネスチャレンジ補助事業は、町の産業活性化を図るため、新たな産業技術、新商品もしくはビジネスモデルによる新事業創出活動に補助するもので、具体的には研究開発事業、販売促進事業、知的財産権等取得事業及び今年度新たに設けました感染症対策事業に対し、補助率10分の10の補助金を交付するもので、今年度の予算総額につきましては2,000万円となっているということでございます。

この事業につきましては、多くの申請をいただきました。申請の状況につきましては、申請の総数が61件、補助希望総額としましては7,971万9,000円、対象事業ごととなりますと、研究開発事業としては15件、1,394万6,000円、販売促進事業は1件、50万円でございます。そして、感染症対策事業は46件、6,527万3,000円となっております。

現在の状況は、既に認定者を決定し、申請者宛てに認定、不認定通知を行った上、認定者におかれましては補助金交付申請等を行っていただくよう、現在促しているという状況でございます。

議長 淀川豊君。

10番 今課長の答弁の中では、多くの申請があった、61件ということですが、そういった中から総事業費で61件、約8,000万円近いということですが、2,000万円の事業費ですから、審査会を開催されて交付決定をされたというふうに思いますが、その審査会の詳細に

ついて伺いたいというふうに思います。例えば審査会のメンバー、具体的にどういったメンバーであったのか、また審査基準等はどうであったのか、その点について伺いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 審査会についてのご質問です。審査会につきましては、西和賀町新ビジネスチャレンジ補助金認定審査委員会の設置要領といったものがございまして、これにより設置しております。本事業の申請内容を審査し、その結果を町長に報告するというようになっております。

審査会の委員につきましては、委員長が副町長、役場内の委員としましては総務課長、企画課長、ふるさと振興課長、そして私、観光商工課長となっております。外部委員といたしまして、岩手県の県南広域振興局経営企画部企画推進課長と西和賀商工会の事務局長にも依頼をしております。

審査の基準につきましては、新ビジネスチャレンジ補助金交付要綱に基づき、事業全般に関すること、事業内容や実施期間及び収支予算の整合性、また独自性や新規性など、ほか事業遂行能力についても審査項目としておるところでございまして。

議長 淀川豊君。

10番 審査会の詳細についてのご説明いただきましたが、この審査会で例えば現実に交付決定された事業については、申請満額ではなくて減額をされた形で交付決定された事業が多くあるかというふうにと思いますが、その減額される金額等もこの審査会で決定をされたということ、検討されたということなのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 減額というお話でございまして、事業において減額といったことはしておりません。申請事業者におきましては、先ほど言った4つの事業において、その中でこの事業、この事業といったものや、同じ感染症対策事業

に当たっても、こういった備品を買いたい、こういったものを設置したいと、二、三種類があるとか、そういったものの中で、それぞれの事業の項目の中で減額という、例えば8割になるとか、そういったことではなくて、その事業、事業のものを満額ずつ認めていっているということでございますので、100万円の事業を2つ出して200万円の事業があった場合に、100万円は通ったけれども、100万円は通らなかったということはございます。ですから、1つの事業について減額をされたということではないというふうに考えております。

議長 淀川豊君。

10番 ちょっと確認ですが、例えばコロナ感染対策で、エアコンとパーティション等をつけたとか、空気清浄機をつけたとかと100万で申請をして、その中で空気清浄機付きのエアコンだけの金額が交付決定になった、そういうようなパターンはないのですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 議員おっしゃるとおりでございまして、空気清浄機と、今言われたようにパーティションがあった場合には、例えば空気清浄機だけがついたということございまして、感染症事業としては1つなのですけれども、その事業の中では項目がまたあったということございまして、その中でさらにパーティションで50万だったものが40万になるということではなくて、パーティションはパーティションで認めますとか、空気清浄機であれば空気清浄機はそのまま満額で認めるという形でございます。

議長 淀川豊君。

10番 あまりここで時間を使いたくないのですが、要するにコロナ感染対策で100万円が50万円に減額されたというケースもあったということでもいいのですよね。ちょっと分かりにくいですが、何か説明が。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 大変申し訳ありません。例えば感

染症予防対策の事業として申請された1事業者が、1つ目として換気機能つき空調機を導入したい、2つ目としてトイレなどの非接触化を図りたい、さらに飛沫防止用のフィルムも設置したいといった場合に、その全てではなくて、例えば空気清浄機のみ決定となったという場合があるという意味でございます。その中の金額について減額をしたということではないということでございます。3つのうち1つは通ったけれども、その金額について、それは満額決定したということでございます。

議長 淀川豊君。

10番 減額に何かこわだるのか分からないですけれども、申請した事業所の中の金額からはまず減額されて交付決定されたということですね。金額は減っているということですよ、実際は。いいですよ、これはそれ以上話ししても、時間ばかり足りなくなるので。

では、最終決定は審査会の結果を受けて町長が決定をされたというふうに伺っておりますが、審査会の決定と違った決定は実際あったのか、その点について伺いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問につきましては、審査会の報告を受けて報告内容のとおり決定してございます。

議長 淀川豊君。

10番 では、申請事業について少し伺いたいというふうに思いますが、その事業の内容あるいは申請をされた業種等、そういったところについてはどのようになっているのか伺いたいと。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 事業内容であるとか業種についてということでございます。研究開発事業、販売促進事業につきましては、製造業が8事業者、建設業、飲食業がそれぞれ2事業者、その他農業、福祉業などございました。

内容につきましては、新商品の開発であるとか、機械装置などの導入による生産性の向上、

さらには販売方法にウェブサイトを活用することなどによる効率化といったものでございます。

また、感染症対策事業につきましては、飲食業が17事業者、宿泊業が12事業者、理美容業が8事業者、その他製造業、小売業、福祉業、建設業などございます。

事業内容としましては、先ほどからちょっと話も出ておりますけれども、空気清浄機能つきや換気機能つきの空調機の導入、それから空気清浄機の導入、これは単独の空気清浄機でございます。それから、トイレ設備の非接触化や飛沫感染予防対策などございます。

議長 淀川豊君。

10番 今申請事業の内容について伺ったわけですが、今回申請件数が61件ということで、非常に多い件数となって、またその業種あるいは内容も様々だということだというふうに思いますが、今課長からの答弁だけでは到底私の能力では理解できないということですので、例えば全申請事業について、業種、事業内容、金額、採択、不採択について分かるようなもの、そして審査会の評価というような資料をいただければというふうに考えております。資料の請求については、先頃議会と当局で申合せがあったというふうに思いますので、正式なルートで今後資料請求したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

今回社会福祉法人の申請もあったわけですが、不採択となっているというふうに思いますが、その主な理由についてはどういったことだったのか、伺いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 今議員からご発言のあった、その内容の分かるものが提供できるのかというお話もございましたけれども、提供自体は可能だと思いますけれども、ただ事業者が特定される内容であるとか、あと今後の審査にも影響が生ずるといったことがありますので、そういった部分については、公表は差し控えさせていただく



ことになりますので、基本的には先ほど答弁した内容がメインになるということになるかと思えます。

それから、もう一つでございますが、福祉法人の申請についての不採択といったことに対してのお話でございます。個別の認定、不認定のお話の内容については、なかなかご説明しづらいところでもございますし、今後にも影響が出ますので、ただ考え方としましては、本事業における申請総額につきましては、議員おっしゃるとおり予想額を大幅に超えるものであったといったことではございましたので、当然全ての事業を認可することはかなわなかったということではございます。そういったことから、他の補助制度が活用できるような事業者につきましては、積極的にそれらの制度を活用していただくようにご検討いただきたいという思いでございます。

議長 淀川豊君。

10番 今の説明からすると、県の補助があるのではないかということで、それはもう前々に町長からもそういうお話もお聞きしたりしていただきましたので、そういうことであつたのかなというふうに思いますが、飲食店あるいは宿泊施設も県の補助金が同じようにあるのではないかなというふうに思うのですが、福祉施設が不採択になった主な理由が県の補助金があるから、そちらの補助金を利用してくれということであれば、飲食店あるいは宿泊施設も県の補助金があるのですから、公平性が担保されないということではないかなというふうに感じますが、その点についての合理的な説明をお願いしたいと思えます。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、今感染症対策の審査内容について、細かい内容まではなかなかお話しはできませんけれども、全体としてのさらなる考え方についてお話をさせていただきたいというふうに思えます。

改めまして、本事業における感染症対策事業

の審査につきましては、先ほど来申し上げているとおり46件、補助要望額につきましては6,527万3,000円でございます。

申請における事業計画につきましては、おおむね5つに分かれております。大別された5事業といたしますのは、1つ目としましては空調設備の導入でございます。それも、先ほどちょっと申し上げましたけれども、この空調設備につきましては換気機能つきのも、または空気清浄機能つきのものといった2種類がございます。それから、空気清浄機の導入でございます。これは単独の機械ということになります。それから、トイレ設備の非接触化といったことではございますが、これは下水道の接続を含むものと含まないものがございます。それから、飛沫の感染防止対策の事業、そして5つ目として、その他トイレ設備以外の非接触化、ドアであるとか、そういったものの非接触化でございます。これがおおむね5つに分かれる事業でございました。

いずれ各業態のガイドラインに沿った形で事業計画をつくっておりますので、事業計画自体に大きな差というものはなく、比較の上、決定するというのは非常に困難であったところでございます。

本事業にかかわらず、様々な感染症予防対策事業補助メニューがあるということから、次の考え方によって判断をさせていただきました。審査を行ったということではございます。1つ目としましては、業種設定を行いました。アンケート調査結果や持続化給付金の申請状況から、減収率の高い事業者として、また現在進行しています国や県や町の推進事業でありますG o T o 事業など旅行や飲食業の兼ね合いから、まず宿泊業と飲食業を、それから業態の性質上、どうしても来客者との接触が避けられない理美容業や福祉業、この4業種を優先度の高い業種として判断いたしました。

次に、予防対策に対する効果を検討したわけでございますが、先ほど5つの事業を大別させ

ていただいたところでございますけれども、このうち下水道工事を伴うトイレ設備の非接触化といったもの、それから換気設備を行う空調機設備の導入、それから空気清浄機単体の導入を行うものとさせていただきます。

なお、10万円未満の少額事業につきましては、先ほどお話しした飛沫の防止の事業でございますけれども、これは基本的に少額の事業が多いものでございましたので、これにつきましては県の補助金であります地域企業感染症対策等支援事業費補助金といったものが商工会を經由して申請できますので、対象としないことといたしました。

最後に、その他としまして、宿泊業と福祉業の空調機の導入や更新につきましては、これは宿泊業も入っておりますけれども、これは両方とも県の補助金がございます、新型コロナウイルス感染症対策等整備事業、これは宿泊でございます。それとは別に福祉業関係に関しましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業がございます。こういったほかの支援策があることから、空調機関連の事業につきましては飲食業と理美容業にさせていただいたという経緯がございます。

以上によって46件中23件を認定し、認定総額1,755万8,000円と決定したところでございます。

議長 淀川豊君。

10番 丁寧に課長に説明をしていただいたわけですが、中にはやはり担当課が観光商工課ということで、初めから考えというか、そういったものは例えば宿泊業であったり飲食であったり商工業ですか、そういったところに重きがあるのかというような話もされました。初めからそういうことであれば、申請の募集をしてもらわなくてもよかったというような、そういうような声をいただいております。それが現実だということですし、61件でそういう申請が来るというのは、私も多く件数来たらどうするのだとか、予算を超えた部分についての審査はどうするの

だと、これまでも質問をしてきたような状況ですし、そういう想定というのは初めから分かっていたのではないかなというふうに思います。であれば、初めから絞った形だとか、そういうような条件をつけて実施するような仕方もあったのではないかなというふうに思っております。

申請の中には、新ビジネスも新型コロナウイルス感染症対策についてもかなりのスピード感を持って対応しなければならぬ事案もあったのではないかなというふうに思いますが、募集締切りから1か月以上も経過しての交付決定では、少し遅過ぎる面もあったのではないかなというふうに思います。その点は、担当課としてどのように考えているのか。

また、交付決定以前の概算払い等があった事業はあるのか、その点についても伺いたいと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 この新ビジネス補助事業につきましては、国の交付金を使ってやらせていただきますので、予算の上限に関してはいかんともし難いところがございます。

そういったことから、先ほども申しましたけれども、予算総額を大幅に超える中で、どのようにして2,000万の中にということでございまして、観光商工系の事業者だけを選んだというつもりは本当はないのですけれども、先ほどの考え方というのは審査会でご了承いただいたところでございました。

ご質問でございますけれども、決定以前の概算払いがあったかと、そういったことがございますが、補助金交付決定がなければ当然支出行為は行えませんので、概算払いなどについてはございません。

次に、スピード感を持った対応についてといったことがございました。新型コロナウイルス感染症に係る事業につきましては、新ビジネスチャレンジ事業を含め、当課において今年度新規に14事業を行っております。この事業に限ら

ずスピード感を持って進めてまいったと考えておりますが、一方で各事業者においては早期に申請された方がいらっしゃるといったことや、認定後補助金交付申請を行い、補助金交付指令受理後の事業実施、これからの事業実施ということでございます。こういったことなど、手続に時間がかかることや煩雑であったということにつきましては、大変ご理解を申し上げたいというふうに思っているところでございます。

7月から申請受付を開始してきまして、8月末までは申請件数が実は10件程度でございました。これが9月に入りまして、50件以上の申請が集中したといったところでございます。随時申請者ごと申請内容の精査を行う必要がありますが、これは提出内容の事前事後審査として、その裏づけ確認を申請者や見積り業者、またはメーカーなどに問い合わせるもので、多大な時間を要します。その審査委員の選定や審査基準の設定、審査会準備、委員の日程調整など、10月と11月上旬の2回の審査を経て認定をさせていただきました。当課といたしましては、できる限り迅速に、そして適正に進めさせていただいたことを重ねてご理解いただきたいというふうに思います。

議長 淀川豊君。

10番 概算払いについては、これまでの質問の中で、課長がそういうこともできるというような、そういう発言もあったので、確認のために質問させていただいたものです。

件数が多かった、いろいろ確認で時間がかかると、それは理解しておりますが、やっぱりそういう想定で事業推進していかなければならなかったものではないかなというふうに思います。

今回申請をされた、先ほども言いましたが、何人かの住民ともお話をさせていただきました。まずは、交付決定までの遅さ、交付決定がされたその後の事業の書類が回ってくるのが遅いなど、多くの本当に苦情なのだというようなことを、そういったご意見を伺っております。私

は、やろうとする事業の発想は、特によかったなというふうにも評価をしているところではありますが、そのいい事業を進めるには、あまりにも進め方に課題があったのかなというふうにも感じておりますし、その点は個人的に非常に残念であったというふうに思います。我々議会の行政監視という点も少し足りなかったために、こういった事態を招いてしまったところもあるのかなということで、自己反省もしております。

今回総事業費2,000万の事業に8,000万余りの申請があったというふうに先ほどお聞きしましたが、町民にとってかなり関心が高くて、ニーズが高かった事業であるというふうに改めて認識をするところでありますが、今後について町長はどのように考えていますか。その点をお聞かせいただけます。

議長 細井町長。

町長 大変いろいろなご意見ありがとうございました。今回コロナをはじめ、この事業に関しましては、担当課でも非常に多くの事業を手がけて、審査して対象を支援してきたという取組がありまして、大変なご負担をかけてきたなというふうに思います。

今回の事業についても、今議員さんがおっしゃったように、もっと前からということもあったかもしれないけれども、我々としては申請の段階からシャットアウトするのはいかがなものかという考え方もありますので、とにかくチャンスに対するその行使の機会、手を挙げてほしいということで、募集して審査をさせていただいたわけです。当然多かったものですから、大変時間もかけて、ご迷惑をおかけしたのかもしれない。

あと、今回そういうようなことで、いろいろ新ビジネス、チャンスがあればこういうことをやりたいという内容が分かりましたので、今後の交付金、あるいは町単独の事業においてもどこまで可能かという、その事業に対する吟味も必要かとは思いますが、できるだけ今後

もチャンスを与えていければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 淀川豊君。

10番 前に総事業費2,000万円を超えて不採択になるようなことがあれば、今後どうするかということで町長にも質問させていただいたことがあります。町長はその折は、その状況を見てから考えていきたいというような答弁だったので、町長にお聞きをしました。

マスコミでは、国の三次補正等の報道もありますが、できることなら、もちろん新ビジネスの部分についてもどうでもいいとは言いませんが、重要な部分であります。まずは新型コロナウイルス感染症対策についてはまだまだ不十分なところがあると思いますので、もちろん国、県の事業の補助があったとしても、町単独としても取り組んでいただければなというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。次は、コロナ禍の新しい生活様式についてということで、その中の高齢者福祉について伺いたいというふうに思います。初めに、高齢化率50%を超える西和賀町において、今後の高齢者介護を考えると、現状の人手不足に不安を感じます。新型コロナウイルス感染症などの感染症が施設で発生した場合については、各施設等ではその対応は検討されておりますが、日常の介護にまで影響を及ぼすことと考えられます。これから求められている新しい生活様式の中で、今後高齢者福祉における介護については行政としてどのように考えているのか、その点について伺いたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、ご質問について私のほうからお答えさせていただきます。

淀川議員さんがおっしゃるとおり、高齢者福祉施設などにおいては、施設内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合を想定して、日頃行っている介護サービスに加え、感染症の対策

も同時に行う必要があることから、施設での介護サービスをどのように取り進むかも含め、施設内の対応策の取組を進められていると伺っております。

町としましては、介護サービスは高齢者福祉にとって欠かせないサービスと考えておりますので、国や県からの感染対策の情報を施設の方々と共有しながら、引き続き施設の方々と一緒に進めてまいりたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 特にも人手不足は著しくて、日常業務にもある施設では入居者数の制限をして対応しているというのが今の現状であります。感染症が発生した場合、ますますそういった制限は大きくしなければならないのではないかなというふうに予想されます。

これまでも感染症が発生した場合の別の施設からの応援職員を派遣調整できないかという提案もさせていただきましたが、また県の事業でも職員派遣調整事業ということで応援体制の構築に要する経費補助事業もありますが、現状において人手不足で感染症発生時は別の施設からの応援職員は必要ですが、自分たちの施設から応援職員を派遣する余裕がないために、相互職員派遣体制を構築できないという現状であるというふうに認識をしております。非常に重大な課題ではないかなというふうに考えます。

今後の新しい生活様式の中で、重点的に検討していかなければならないというふうに思いますが、その現状認識と考え方について伺いたいというふうに思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 高齢者福祉施設内において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合につきましては、発生前の段階からそれぞれの施設内において提供しているサービスの実施状況や、また同じ法人内で応援体制を検討していただきたいとお伝えをしておりますが、応援体制が取れない施設や、介護職などの人手不足という状

況も把握しております。

岩手県では、社会福祉施設等応援職員派遣調整事業として、介護施設や障害者施設で働く職員が新型コロナウイルス感染症に感染などをし、それぞれのサービス提供が困難になった場合に、職員の応援体制を構築する業務を社会福祉法人岩手県社会福祉協議会に委託をしております。11月24日現在で、県内の介護施設や障害者施設が127施設登録している状況にあります。町内では2つの施設が登録をしていると伺っております。

応援職員派遣調整事業は、職員の相互の応援を基本としておりますが、派遣を希望する施設の近隣の市町村で登録している同じ事業を実施している施設から調整して派遣する制度となっているようです。

町内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合においては、町内での応援体制には限りがあると考えておりますので、県の事業についてぜひとも前向きにご検討していただきたいと考えております。

議長 淀川豊君。

10番 非常に難しい課題であるなというふうに思っておりますが、我が町の高齢化率を考えれば、これは乗り越えていかなければならない課題の一つであろうというふうに思います。

大都市では、新型コロナウイルス感染症の感染者の増大によって医療崩壊が言われておりますが、西和賀では介護崩壊が起こるのではないかなというふうに私は危惧をしております。一層関係機関と協議をしていただいて、よりよい方向性を出していただいて、地域の施設等が利用できるような形をつくっていただければなというふうに思います。

時間の都合もありますので、次の質問に移りたいというふうに思います。火葬場についてであります。まずは、火葬場の水漏れの状況についてお伺いしたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 にしわが斎苑の水漏れの被害状況についてお答えいたします。

去る7月27日から28日にかけての豪雨によりまして、屋上から2階機械室を経て1階機械室へ雨水が浸入し、後日式場の壁面の一部に壁が発生するという被害を確認いたしました。

この被害によりまして、幸いにも葬儀場の運営に支障を来すことはありませんでしたけれども、原因調査をしたところ、排水ドレン管が詰まり、配管用の隙間を伝って雨水が1階機械室まで浸水し、さらにホールや式場の床タイルの下へしみ込んでいき、壁のカビ発生にまで及んだものというものであります。

このことから、排水ドレン管の交換を行い、浸水防止の処理、それから壁クロスとフローリングの一部の張り替え等の修繕を実施し、既に修繕は終了しております。

なお、修繕費用については設定業者及び施工業者と協議して、業者側の負担で行っております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 課長から説明がありましたが、大分先回りをしてご答弁をいただきました。2つほど私の質問を先回りしてご答弁をいただきましたが、対応したということでもありますので、ほっとしているところではありますが、火葬場についても新給食センター同様に住民生活にとっては重要な公共施設となります。

課長からの答弁を聞くと、その対応は的確に迅速に処理されているということであると思っておりますが、修繕が必要であれば早い段階で実施していただきたいという、そういう思いでお聞きをしたところでもあります。

我々は、沢内庁舎が雨漏りによってコンクリ一度強度が低下をして、躯体構造に大きく影響したという経験もしております。今後公共施設については、長寿命化で80年間は使用したいという方向性も打ち出されておりますので、二度

と同じような過ちがないよう、議会としてもその監視は強化をしながら、行政には迅速に対応していただきたいというふうに思います。

最後の質問に移りたいというふうに思います。細井町政についてであります。昨日、本々と新聞紙上でも来年の町長選挙についての記事もありましたが、細井町政3期目の任期最終年となりました。今年は、新型コロナウイルス感染症の流行が社会状況に大きく影響を及ぼしており、今後の新しい生活様式が重要な課題となっております。また、これまでも質問してきたわけがありますが、これから始まる事業あるいは進行中の事業、早急に検討していかなければならない課題等がまだまだたくさんあります。こういった状況の中で、細井町政の継続、4期目についてはどのようにお考えなのか伺いして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思えます。

議長 細井町長。

町長 ただいまの淀川議員さんからの質問に答弁申し上げたいと思います。

私は、町政を担わせていただきまして、現在3期目となっております。現在で残りの任期は11か月余り、1年近くありますが、次期創生総合戦略や第2次総合計画の策定など、大きな事業を抱え取り組んでいます。

また、ここに来て新型コロナの問題、人口減少下における自治組織の対応、新たな産業振興など、社会環境の変化への課題はめじろ押しであります。この後も引き続き、令和3年度の事業計画、立案と執行に全力投球してまいります。

質問のありましたその先のことについては、現段階で白紙であります。

議長 淀川豊君。

10番 これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で淀川豊君の一般質問を終結いたします。

ここで2時15分まで休憩いたします。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時15分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順4番、高橋輝彦君の質問を許します。

高橋輝彦君。

6番 皆さん、こんにちは。本日の最後ということでございますので、よろしく願いいたします。高橋輝彦でございます。

今回の一般質問は、新型コロナウイルス対策についての1本です。岩手県内でも1件目が発生してから次から次へと発生し、今や秋田、山形を抜き去り、青森に並ぶ勢いで増えております。日本国内でも1日の最多感染を更新する日が多く、今ではもう16万人を超え17万人近くの感染者数となっております。死者数も2,000人を超えております。全国の感染あるいは亡くなられた方々に対しまして、お見舞いとご冥福を申し上げたいと思います。

この勢いの原因は、全国で使えるGo To

トラベルが起因しているのではないかと私は思っております。これにより、全国を歩いてもいいのだという気軽さ意識が全国民に醸成されたことによるものではないのかなと思っております。経済を循環し立て直すためには、すごく有効な手段だったのかなとは思いますが、県レベルで県ごとに、あるいは広くしても東北地方などのくくりを設けた形で循環させられなかったものかなと悔やまれるところがございます。

一方では、感染拡大を防ぐため、様々なことを守り、耐え難きを耐え、我慢することをしなければならぬわけですが、もう一方では経済を循環させなければならないという矛盾した取組をしなければなりません。何ともし難い、歯がゆい複雑な状況が続いております。

専門家の中には、日本の経済水準が新型コロナ発生前に戻るには、最低でも3年から5年にかかるだろうと言う方もいらっしゃいます。それは、今終息した場合のことであろうと思われ

ます。終息どころか、今や第3波の真っただ中に突入しているわけで、当町がコロナ発生前に戻るにはどれだけの時間が必要になるのかなという思いがあります。

冒頭にも触れたとおり、岩手県の感染拡大も歯止めが利きません。勢いさえ感じます。国や県の事業も十分町民に浸透させながら、町独自の政策、対策も講じていかなければならず、さらには当町で発生した場合の誹謗中傷による二次災害に対する備えも考えておく必要があります。

そこで、①番の質問に入ります。町の感染拡大対策について伺います。全国的に「3つの密」、「5つの小」を合い言葉に、マスクの着用、手洗い、消毒を徹底しながら、みんなが取り組んでいるわけですが、感染拡大は勢いを増しております。冬になり空気も乾燥し、さらなる流行が心配されております。

当町では、告知端末による注意喚起、今日のお昼にいただいたような注意喚起のメッセージもあります。それなりの効果があるものと思っ  
てはいるものの、もう一步踏み込んだ対策が必要ではないのかなと思っております。例えば告知端末等のメディアを活用して、それぞれの現場で大人から子供まで、おのおの耐え難い思いをしながらコロナと闘っていることを広くお知らせすることによって、感染予防に強い意識を持ってもらえるのではないかなと考えたりすることもあります。何か方策があるか、考えているかお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 ただいまの議員さんからの質問につきましては、新型コロナウイルス関係でございます。担当課長のほうから答弁申し上げます。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、ご質問について私のほうからお答えさせていただきます。

町の新型コロナウイルス感染症の予防対策としましては、これまで国や県の動向を踏まえま

して、広報西和賀お知らせ版臨時号としてチラシの全戸配布やチラシの記事をホームページに掲載し、町民の皆様にお知らせをしてきております。

町長から町民の皆様に向けて、4月の国の緊急事態宣言の発令の際や、8月のお盆の帰省前に告知端末放送でメッセージを発信し、ご協力をお願いしてきたところです。

また、昨日から県内での感染状況を踏まえまして、感染拡大地域との往来、それから年末年始の移動など、感染予防対策の取組へのご協力のお願いをメッセージとして発信をしております。

輝彦議員さんがおっしゃっておりますもう一步踏み込んだ感染対策としましては、広報西和賀6月号におきまして、新型コロナウイルス感染症を特集として取り上げ、町内の方々の感染症の予防対策の取組をお知らせをしたところです。また、広報の健幸だよりのコーナーを利用して感染症の予防対策や、N i s h i w a g a ほっとN e w sのコーナーを利用して、町内の方々の取組を随時お知らせをしてきたところです。

告知端末等のメディアを活用したというご提案をいただきましたが、町としましては引き続き国や県からの情報を適時適切に、町民の皆様  
に感染症の予防のお知らせをしていきたいと考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 様々な対策を練っていただいております。まだ西和賀町には感染者が出ないわけですが、出ない今だからこそしておかなければならない部分というのは、まだもしかすればほかにあるのかもしれない。

感染対策として技術的な対策は当然重要なわけでありますので、継続した取組をお願いしたいというふうに思いますし、同時にウイルスを持ち込ませないのだという意識の高揚をしっかりと醸成することも重要になってくるものと考え

ております。そういう継続した取組をお願いしたいなと思っております。

②番に行きます。先ほどの淀川議員の質問と重なる部分がありますけれども、私はこの1本の質問でありますので、もう少し掘り下げた質問ができるかなと思っておりますが、よろしく願いいたします。

先ほどの新ビジネスチャレンジ事業についてお伺いします。国や県の補助事業の手の届かない、日が当たらないところへ手を差し伸べた事業が7月の臨時議会で補正されました新ビジネスチャレンジ事業でございました。9月末期限で申請を受付した中で、そのうちの感染症対策事業はどれだけの申請があり、どれだけの補助対象があったかということは、先ほどの答弁の中でお話がありました。この感染関係ですと6,000万円超えだったですか、の申請があって、補助対象となったのが……23件で1,900万円というのはトータルの数字だったかと思えますけれども、それに準じた数字が上がっているのだろうと思っております。

7月臨時議会質疑の中で、この事業を想定している予算の積算は8者で1,600万というふうなことでした。予算の中でこの事業の上限が来たから終わりということではないよ云々との答弁がございました。これは、最初から予算を上回る申請があることを予想といいますか、想定していたのだろうかと思っております。実際に申請の総額、総件数を目の当たりにして、どのように感じられたのかお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 新ビジネスチャレンジ事業につきましては、町民の皆様も非常に関心の高いといったことで、議員の皆様もそのような状況だろうというふうに思います。ご質問ですので、私から改めてご説明申し上げます。

まず、町の支援策として行った事業、この事業につきましては持続化給付金事業でございまして、国の給付金事業として法人200万円、個

人100万円に追加する形で、最終的に町では上限額法人90万円、個人60万円を交付しております。この事業が、ただいまご質問にありました方々への支援策として、当初考えた事業でございます。これにつきましては、国では前年同月比50%以上の減収事業者を対象としたものでしたが、町では30%以上の減収事業者を拡大対象としたものでございます。

また、一方で新ビジネスチャレンジ補助事業といったものは、町の産業活性化を図るため、新たな産業技術、新商品もしくはビジネスモデルによる新事業創出活動に補助するものといったことで、具体的には先ほどもちょっと述べましたけれども、研究開発事業、販売促進事業、知的財産権等取得事業と、今年度新たに設けました感染症対策事業ということでございます。これは、通常の制度設計を行えば1か月、2か月制度が決定までかかるものを、いかに早く対応するかということを踏まえまして、新ビジネスチャレンジ事業にこの感染症事業を盛り込んだということでございますので、ここの部分については受付を早くできたのではないかなというふうに考えておるところでございます。

予算額につきましては、今年度総額で2,000万円というふうになっておりまして、申請状況につきましては、改めましてこれもお話ししますが、申請総額61件、補助希望総額で7,971万9,000円で、対象事業ごとでは研究開発事業として15件、1,394万6,000円、販売促進事業で50万円、感染症対策事業として46件、6,527万3,000円となっております。

7月の臨時議会においてお話しさせていただいた補正予算額1,700万円の積算内訳につきましては、議員おっしゃるとおり感染症対策に1,600万、積算でございます。その他販売促進事業や知的財産権等取得事業として100万円、合わせて1,700万円ということになります。

その前段としまして、6月議会において、定例会において補正予算を計上させていただいた



のが本事業の300万円でございました。これに追加として新型コロナウイルス感染症対策に係る経費にも利用できるようにし、総額2,000万円の予算の中で感染予防対策の積算上限にかかわらず、流動的に決定を行うといった趣旨をお話をさせていただいたところでございます。

申請状況から、多くの方が新たなビジネスモデルを構築されようとしているということがよく分かりました。また、感染症対策事業につきましても喫緊の課題であるといったことから、非常に多くの方々から申請がなされたと感じておるところでございます。

以上でございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 新たなチャンスをつかもうという人方の思いが伝わったのだらうと思います。

西和賀町持続化給付金給付事業は、売上げが前年同月比ですと、西和賀町として30%ということで、それ以上減少した方が対象で、二次補正等も上乘せされる支援でございました。いろんな厳しい条件があるわけなのですけれども、新ビジネスチャレンジはそのような条件がなく、30%以上減少に満たなかった方から非常に期待されたものだったというふうに理解しております。

さらに求められていたのは、先ほどの質問にもありましたけれども、スピード感のある補助金の交付だったのだらうというふうに思っております。申請締切りは9月末日、先ほどの答弁にもありましたけれども、職員もいろいろ業務を行いながらということで、様々困難はあったのだらうと推察できるわけですが、しかし今回は特に補助対象外となる方も大勢いらっしゃったわけでありまして。なおさら早期のそういう判断が必要だったのではないのかなと考えております。今後のために、反省点をお伺いしたいと思っております。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 西和賀町持続化給付金事業につき

ましては、先ほどもちょっと述べましたけれども、国の感染症対策補正に係る第一次補正と第二次補正による交付金を活用させていただいて、町独自に5月と7月の臨時議会において決定をさせていただいております。支出状況を鑑み、9月議会定例会においても再度増額補正をさせていただいたところでございます。

この事業につきましては、議員さんおっしゃるとおり、国の対象外である事業者も含め、町独自に追加拡充、拡大し、前年同月比30%以上の売上げ減少のある事業者へ交付する事業でございます。必要書類につきましては、国に準じておりますので、国の持続化給付金へ申請される方はそれほど難しい申請ではなかったというふうに考えておるところでございます。

一方で、新ビジネスチャレンジ事業につきましては、補助要綱に基づき審査を経るといったことから、事業計画書、収支予算書など裏づけとなる多くの資料が必要でございます。特にも8月末までの申請者は10件だったことから、時間を要しないで審査できると見込んでおりましたが、実際には9月に入り50件以上の申請が集中したといったことから、本事業は提出された全ての事業者の事業内容により認定、不認定を一括して決定するといったことでございますので、持続化給付金のように順次決定をし、支給できるといった事業ではございません。このようなことから、早期に申請をなされた皆さんの中には、確かに遅いと感じられた方もいらっしゃるかと存じております。事業の趣旨をぜひご理解いただきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 今私は、反省点ということでお聞きしたわけですが、事業の趣旨を理解いただきたいというご答弁だったのですが、反省点については特に今回はなかったということよろしいですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 新ビジネスチャレンジ事業においての実施をまずご理解いただきたいということでございまして、新型コロナウイルス対策に関しましては、当然のことながら多くの申請があって、不認可となった方々もいらっしゃいます。

今後そういったことを踏まえまして、国の第三次補正がいよいよ明らかになってきつつある状況であるとか、さらに当課において現在新年度の検討を行っているところでございますが、新ビジネスチャレンジにおける感染症予防対策といったものは、先ほどの議員さんのところでも答弁させていただきましたけれども、申請内容というのはそんなに大幅な違いがあるということではないということでございます。そういったことから、来年度以降のお話になりますけれども、この事業で行うのが適正かどうかといったことは、改めまして検討する必要があるというふうに思っておるところでございまして、ただどうしても今年度は早期に受付を開始したいという思いの中で始めたところでございますので、そういった部分についてはやはり反省点はあるというふうに考えておるところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 そうしますと、町民のために早期に受け付けたのがこういうことになったのだということの理解になるわけですが、本当に事業主さん方は初めて申請する方も多くいらっしゃったのだと思います。町内で、自分は去年と比較して、そんなにコロナの影響ないから、私たちは我慢しなければいけないのだというふうな思いでずっとやってきた方々が、ここで私達も申請できるのだということで、すごく喜んでおられたのです。そういう方々が、いろんな業者さんに見積りを取ってもらったりして添付して申請したわけです。ですので、いろんなチャンスだなということで今回楽しみに、早期に、当てにして申請になったわけなのですが、そういうのが伝わっていなかったのかな

というふうな思いをしております。

事業限度額を大幅に超えても申請書はずっと受け付けられました。早い者勝ちではないのだよという意味は分かるのですが、申請者の期待をいたずらに膨れさせてしまったような、今お話を聞いておられますとそんな感じもいたします。決定に2か月も費やしたことは、やはりずっと言われておりますが、理由があるとしても、事業の趣旨にちょっと反してしまったのではないかなということをおっしゃるを得ません。この事業の中で、そういう気持ちに寄り添うという迅速さ、丁寧さが伝わってこないということでございます。

先ほど反省点をお聞きしたのですけれども、反省点がないということなので、対応策もお聞きしようかなと思ったのですけれども、そういうことについては……では副町長さん、お願いします。

議長 副町長。

副町長 では、私のほうから反省点ということに関して、ちょっとお答えさせていただきます。

担当の課長は、なかなかお話ししにくいかなというふうに思いますので、私のほうで代わってお話しさせていただきます。まず1つ目は、この新ビジネスチャレンジ事業の中にコロナウイルス対策の事業を新たに追加したということで、先ほど淀川議員さんのほうの質問の中でも、事業に関しては評価していただけたということでお話いただいたのですけれども、私ども西和賀町としても今回の交付金の有効な活用ということで、10分の10、100%自己負担のない形で感染症対策を実施していただきたいということで、支援もそうですし、感染症対策という観点から、この事業を新たに1,700万円の予算の見込みで追加したという、これは町独自の事業だということをまずは理解していただきたいなというふうに思います。

それで、さっき観光商工課長もお話ししたとおり、この新しい事業を補助事業としてゼロか

らスタートさせていくには結構時間も要するということで、新ビジネスチャレンジ事業の中に組み込んだ形で、追加した形で、これがいいかどうかという議論もあるのですけれども、それで早急に対応したというのがまず1つ目です。

それから、確かに期待していた方々には2か月もということで、今輝彦議員さんがおっしゃるとおり、それはそのとおりなのですけれども、これは言い訳になるかも分かりませんが、先ほど観光商工課長も淀川議員のご質問の中で答弁させていただいていましたけれども、感染症対策で新しい事業が新たに15事業、観光商工課のほうで持っていて、かなり業務的にこれだけではない形の事業をたくさん持っていて実施していただいたということも理解していただければなというふうに思っております。

今回2,000万の予算で実施したのが8,000万近くの事業規模まで大きくなったということに関しては、いい事業もたくさんあるなということで、審査というか、内容を見て感じるところが結構ありましたし、必要な部分もあるので、今回予算に限りはありましたけれども、今後町としても、さっき町長もちよっとお話ししましたけれども、そういった支援は継続して実施していきたいなというふうに思っております。

反省は何かと言われれば、予算額をもう少し大きくして、そして担当の職員を増やして対応していけば、もっとスピーディーに対応できたのかなというふうには思っておりますけれども、今年度観光商工課には課長代理を2人配置して、一応体制もできる限り強化した形で対応はしてきたつもりなのですけれども、そういったことも理解していただきたいなというふうに思いますが、町民の方々にもっと早くということに関しては、真摯に反省しながら今後対応していかなければならないというふうに考えておりますので、どうぞご理解していただきたいと思っております。

議長 高橋輝彦君。

6番 事業のご理解ということでございます。

これは、私だけではなくて、町民の人は本当に理解して喜んでいただいた事業だと認識しております。ただ、それだけ期待していた事業なのけれどもということなのです。だからゆえにということだと思います。かなり町民の方々から、そういうスピードに関してご不満があるのだよということを確認していただければと思います。

申請書の中身、事業計画書を私は見ていませんけれども、本当に恐らく切実な現実、そういう思いというのは選考委員の皆さんに十分伝わったろうというふうに思います。

7月臨時議会質疑の中で、同様の事業が県でもあるのだと、先ほどからお話がありますけれども、今回対象外となった方々の中で、希望者に対しまして、しっかりとそういう県の同様の事業に導いて迅速につなげられる考え、そういうものはありますか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えします。

今回不認可となった事業者の皆さんには、既に業種により他の補助事業などがある場合には、その事業内容を紹介した資料を添付しております。また、審査委員には商工会の職員もおりますので、その後の対応についてのフォローアップもお願いしているところでございます。

なお、商工会の会員の加入の有無にかかわらず、新型コロナウイルスに係る経済対策の相談窓口を設置しております。

また、当課も含めてお気軽にお声がけしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また、その他業種の方々につきましては、担当部署にお問合せいただければというふうに考えております。

議長 高橋輝彦君。

6番 ぜひよろしくお願ひしたいところだとい

うふうに思っております。

それでも、県の事業にも例えば漏れてしまったというふうな場合もあるのではないかなと思っております。そういう場合、さらに町で救済措置等必要ではないのかなと思っておりますが、そういう部分についてはどのようにお考えですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 新型コロナウイルス感染症につきましては、今まさにここ1年の中でこのような状況になっているようなところでございます。当然当初予算の中では組み込んできていない状況の中で、各補正もしくは臨時議会の中で皆さんに決定をしていただいて進めてきたところでございます。

現在、先ほども若干述べましたけれども、国の第三次補正もございまして、新年度予算編成を組んでいるさなかでございまして、今始まったばかりでございまして、申請状況を全てこちらのほうで把握しておりますので、そういった中で改めて必要な措置というものにつきましては予算も含めて、制度も含めて検討しているところでございまして、当然これで終わりということではないわけでございまして、ただ新型コロナウイルス感染症の予防に関しましては一刻も早くやっていただきたいという思いの中で、紹介資料を添付させていただいたところでございます。

さらに町でも検討しながら、フォローアップもさせていただきたいというふうに考えておるところでございまして。

議長 高橋輝彦君。

6番 今回このテーマで事前に通告したのですが、そこから調べているうちに、ほかの事業であります、にしわがの宿に泊まるようキャンペーンについての情報を得たわけなのですが、これもちょっと耳の痛いお話になるのかなと思うのですが、このキャンペーンの開始は10月24日に西和賀町観光協会のホーム

ページに掲載されました。10月14日に掲載されて……ホームページに掲載されたのが10月14日で、キャンペーン開始は24日ということであったのです。事前予約も対象に含むということだったようでありまして、14日から1週間もたたない10月20日に町のホームページに、予算に達したということで事業の終了メッセージが掲載されております。上限の5,000人に達したということなのでしょう。しかし、事業者に対して、このキャンペーンの説明会がなされたのは10月29日ということだったのです。このとき初めてキャンペーンの情報を知って、新規のお客様を獲得しようというふうな気合いを入れた事業者さんは、本当にどうすればよかったのだろうということなのでしょう。事前に情報を知り得た業者さんでも、このキャンペーンのおかげでお客様が増え、収入が増えたということではないのです。2,000万もの事業の効果はどうだったのかなと。たまたま予約を入れていたお客様がラッキーだっただけで、住民や事業主のためには一切ないのだと思われまして。結局町のためにもなっておらないということなのですけれども、そういう平時のキャンペーンであれば何の問題もないわけなのでしょうけれども、今はやはり趣旨、目的がコロナ禍ということで、全く違ってくるのだらうと思います。

今までコロナ禍の中で、町民や事業者のために観光商工課の職員さん方は懸命な支援を推進してきたところだと思うのですが、こういうことがあると、やはりぼやけてかすんでしまうわけでありまして。こういうことがないように、今後対策を練っていただければというふうな思っております。もしその点について何かあればお聞きしたいのですが、これは通告はしていないので、やめておきます。

早急な対応策が、これから三次補正等あるかと思っております。こういうふうなキャンペーン等、これから出てくるのだと思っております。ぜひこのように、趣旨を踏まえた取組を

お願いしたいなというふうに思います。

議長 高橋輝彦さん、今関連の質問ですね。

6番 関連の質問と受け取っていただければ、お聞きしたいのですが。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 にしわがの宿に泊まろうキャンペーンのお話でございます。ちょっと趣旨勘違いというか、誤解があるようで、改めてご説明しますけれども、そもそもこの事業は10月1日付で開始する予定の事業でございまして、それが若干トラブルが発生した関係から、11月1日に事業を延ばさせていただいたということなのです。それで、24日というのは宿泊者の対象でございまして、販売につきましてはそれよりもかなり前から多くの方々が待ち望んでいたというような事業でございしますが、10月1日からまず延期になったということでございます。

そして、この開始につきましては、町長と旅館組合長の合同記者会見において、10月12日にこの旨を発表させていただいたというふうなところで、ですから当然予約につきましては過去の予約者を対象に入れないということは、今度はそれはそれとして不公平感が出ますので、当然それも入れるということでございます。

24日の開始について29日に説明をしたというのは、これは2回目でございます。現状受付の状況がこういったことなので、これに対する対応方法を観光協会が主となり事業者が集まっていたいただいて協議をさせていただいたというのが29日のはずです。その以前に、実際にはきちんとした説明会をさせていただいているはずでございます。日にち等についてはちょっと今日資料はそこまで持ち合わせていなかったのですけれども、そういった状況であるということでございます。ちょっと誤解があるようですので、必要であれば改めて精査して、後ほど別口でご説明をいたしますので、よろしくお願ひします。

議長 高橋輝彦君。

6番 せっかくお聞きしましたので、事業主さんの認識としましては、どうも29日だったという認識があるようであります。

それで2,000万の事業、キャンペーン始まる前に予約で終わってしまったという感じが否めなわけでありまして。結局そのキャンペーンのためにおいでになったお客様というのは、何人かはいらっしゃったのでしょうかけれども、ほぼ2,000万の規模はそこで終了していただいたのではないかなという印象です。その点については、いかがですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 予算規模につきましては、2,400万の事業でございますので、当然29日は非常に集客が多くなったことで、実際には24日宿泊分からということですので、正式に発表したのは10月12日の記者発表が正式通告であったというふうに町としては考えております。

ただ、事業者説明会は即座にまた行う段取りをしたはずでございますし、その後の予約数が一気に増え上がったというのはそういった状況でございますが、予約はあくまでも予約でございますので、新規で受けていない状況ではございますけれども、キャンセルなどが出る可能性もありますから、そういったものも含めながら今後の対応を考えているところでございます。

議長 高橋輝彦君。

6番 この件に関しては、お話しした意味としまして2,000万の分の意味合い、町の事業主さんやそういう方々のためになったのかどうかというところでは、たまたま予約をしていたほかのお客様のためというか、たまたまラッキーだったということだけで終わってしまったのではないかなということの意味ですので、その部分でした。

先ほどから副町長さんからのお話もありますけれども、コロナの影響で、あまりにも事業が増え過ぎているのかなど。行事とかそういうのはことごとく中止にはなっているわけですが、

新規事業が増え過ぎていて、意識がうまく回転できていないのかもしれないなという思いがしております。幅広い町民、事業者と向き合わなければならないという緊急事態が続いているわけでありまして。しかも、トンネルの出口が見えないわけでありまして。この際、町全体の見直すべき事業を整理あるいは一度止めて、観光商工課のような緊急で必要な部署に、先ほど副町長さんの言葉にも少しあったのですけれども、臨時に職員を回すとか、重点的に町民や事業者の支援に取り組むということも一つの解決策だろうというふうに考えます。

今後三次補正もあるやに思われます。事業の趣旨をしっかりと反映して、支援をしていかなければならないというふうに思いますが、その部分のお考えをお聞きしたいと思います。

議長 副町長。

副町長 にしわがの宿に泊まろうキャンペーンの評価については、実施が終わった段階でどうだったのかというのは改めてご説明させていただきたいと思いますが、忙しくてぞんざいに対応した結果ではないかというのは、それはちょっとご指摘とすればどうかなと思っております。通常であれば24日からスタートしたら、24日からの人を対象にして、そして西和賀にたくさんの人に来ていただきましょうというような、そういった取組というのを確かに考え方としては検討の中であったのですけれども、過去に既に予約している人を対象外にした場合、恐らくキャンセルがいっぱい出てきて、もう一回予約し直すということが想定されるということで、そうすると現場のほうも相当混乱するだろうなという、そういった考えもあって、既に予約されている方に関してはそのまま対象にした形でこの事業を実施しようということで取り組んだということをまず理解していただきたいなというふうに思います。

そして、確かに議員さんおっしゃるとおり、たまたまラッキーという方もいらっしゃるかと

もしれませんが、その方に関してはまた再度リピートしていただいて来ていただくという効果があるよねという、そういった狙いもあるねということで、今回あまり時間のない中だったのですけれども、当初岩手県が実施した割引の切れ目の中で西和賀町も単独で10月1日から実施しようということで準備は進めていたのですけれども、町内でちょっとトラブルがあったために、それを24日まで延期させていただいたと。そのときたまたま新聞報道と、町長と旅館組合の会長さん方がテレビ等でPRした効果もあって、物すごくその後予約が入ったというのも事実です。ですので、いろいろな部分が重なってはいるのですけれども、冒頭申し上げましたとおり、この事業に関しては改めて実施が終わった段階で、こういう状況だったという当初の見通しと結果がどうだったのかというのは説明させていただきたいなと思います。

事業所の方々は、それぞれの方々がそれぞれの思いでいるのも承知しておりますけれども、決して国の交付金を無駄に使ったというふうな、忙しくてぞんざいに対応したということではないということは理解していただきたいなというふうに思います。

議長 高橋輝彦君。

6番 にしわがの宿に泊まろうキャンペーンについては、コロナ禍の中のキャンペーンというところに、どうも私なんかは思いを強くしてしまうわけですが。普通の時期であれば、それは十分いいのだろうというふうに思うのですが、コロナ禍の中でやったキャンペーンということなので、やはりそういうふうに思ってしまうということはあるのだろうなと思っております。

忙しいからぞんざいに扱ったということの意味でなくて、やはり今緊急で取り組まなければいけない事業が本当に多いのだろうなということは、私も理解しております。ですので、町民や事業主さん方に本当に緊急で対応していかなければならないということが山積みになってい

るのではないのかなという思いもしているわけなのです。そこに今やはり集中して、例えば職員さんをそこに集中させるというふうな方法もあるのではないのかなという思いでお話をさせていただいたところでもございました。失礼なようなお話とっておられたのでは、謝罪いたしますけれども、本当にそういう大変だろうなという思いでお話をさせていただいたところでした。

3番のほうに移ります。新型コロナに伴う誹謗中傷による二次被害の予防策についてであります。誹謗中傷による二次被害も、全国的に深刻な問題となっております。これによって学校や地域の中でいじめが発生し、その土地を追われる人など重大な問題が発生しております。今では、誹謗中傷や仕事ができなくなることを恐れて、PCR検査そのものを拒否する方も増えているというふうなことであります。気持ちを考えれば、分からなくもないわけですが、それだけ恐怖なのだということだと思います。しかし、結局感染していた場合は、周囲に菌をまき散らして、取り返しのつかない事態に陥るということであります。

当町には、まだ新型コロナウイルス感染症は発生していないということですが、県内の感染拡大の勢いは、やはりすさまじいものがあります。いつ当町にも発生するのか、時間の問題とも感じます。ぜひ発生前に予防策を講じることが肝要なのではないかなと思いますが、その点について考えを伺います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷による二次被害につきましては、県内や国内の動向から、大きな問題として認識しているところです。

町としましては、県内における新型コロナウイルス感染症の患者が7月29日に発生し、8月にかけて感染者が増えたことを踏まえまして、9月に町長からメッセージとして誹謗中傷に対する注意喚起を発信させていただいたところで

す。

また、昨日からの町長メッセージにおいても同様の内容でお知らせをしているところです。

誹謗中傷への予防策につきましては、町民の皆様のお一人お一人の心がけにかかっているものだと考えております。新型コロナウイルス感染症は、誰しものが感染し得る病気であることを認識していただきまして、町民の皆様には心がけとして5つの項目についてご協力をいただきますようお願いいたします。

まず、1つ目としまして、手洗いやうがいなどの感染予防の徹底、2つ目としてウイルスの正しい知識と理解、そして3つ目として日頃からの体調管理と体調の変化に気づく、4つ目としまして、体調がいつもと違うと感じましたら、病院に相談をしていただき、そして受診をしていただきたいということです。5つ目としまして、差別的なお言葉を聞いたときには、まず同調しないということをお願いしたいと思えます。

町民皆様のお一人お一人の心がけが、誹謗中傷による二次被害の予防策と考えておりますので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長 高橋輝彦君。

6番 この件に関しましては、特に発生後に対策を講じるより、発生前の今しかできないことというのはあるのだろうなというふうに考えております。事前に誹謗中傷してはならないのだという意識を子供から大人まで、また職場にも浸透させてもらえればなと思っております。そうすることによって、少しでも効果はあるのかなというふうに思っております。

コロナ対策は、常に緊急で、しかも継続した支援が必要となっているのではないのでしょうか。コロナの動向と町内の経済状況を注視してはなりません。先が見えないというのがさらに不安でつらいわけですが、みんなで乗り切っていければなというふうに思っております。

最後ですけれども、話が変わりますけれども、去る11月28日に「博士ちゃん」というテレビ番組の中で、湯田ダムと錦秋湖大滝が取り上げられました。両方とも日本一のダムであることの紹介がありました。ふだん知っていたはずの情報も、あのようなテレビ番組で紹介されると、印象が全く違うもので、こんなに素晴らしい日本一が身近にあるということを再認識して、それが日本中に放送されたと、とても誇らしく感じました。恐らく全国にいる西和賀町出身者も、同じ気持ちだったのではないのかなと思っております。

今回いろいろなチャンスをいただいた気がします。コロナ禍ではありますが、ぜひ継続した誘客につなげられるように期待したいという思いを申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長　　以上で高橋輝彦君の一般質問を終結いたします。

これをもって本日の一般質問を終わります。

なお、明日の一般質問は2人を予定していますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時06分 散 会